

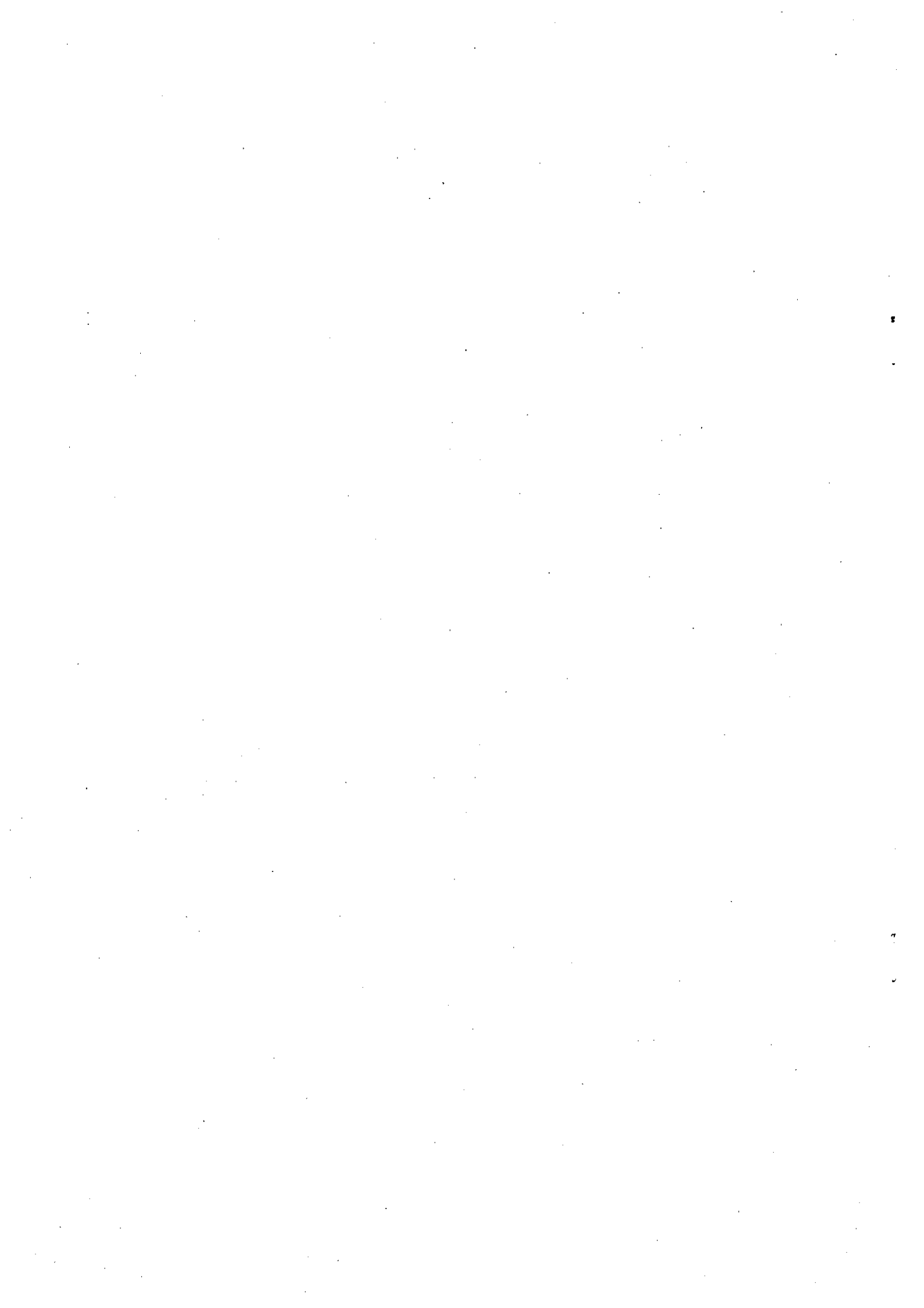
総務教育常任委員会資料

(平成29年1月19日)

〔 件 名 〕

- ・ 県庁の職場環境（照明、暖房等）の点検について
【総務課・福利厚生課】・・・1
- ・ 鳥取市の中核市移行に係る県・市の検討、協議等の状況について
【人事企画課】・・・2
- ・ とっとり・おかやま新橋館の運営状況について（H28年10月～12月）
【東京本部】・・・55
- ・ 神戸女子大学・神戸女子短期大学との就職支援に関する連携協定の
締結について
【関西本部】・・・57
- ・ ダイキン工業株式会社の研修施設増築に係る調印式の実施について
【関西本部】・・・58
- ・ 名古屋における情報発信等について
【名古屋代表部】・・・60

総 務 部



県庁の職場環境（照明、暖房等）の点検について

平成 29 年 1 月 19 日
総 務 課
福 利 厚 生 課

県庁内の照明や暖房などの職場環境について、職員の健康に配慮しながら環境配慮活動に取り組むよう通知し、衛生委員会などによる点検等を行いましたのでその状況を報告します。

1 取扱いの徹底

始業時刻前や昼休憩時に業務を行う場合の照明及び暖房の取扱いについて、庁舎管理者（総務課）から全所属に対し通知文書を発出し、職員への周知を行いました。（平成 28 年 12 月 15 日付け）

【周知の内容】

○始業時刻前の時間等に業務を行う場合

〔照明〕業務に必要な範囲の照明は点灯する。

なお、業務に必要な無い範囲はこまめに消灯して環境に配慮すること。

〔暖房〕室温が「環境にやさしい県庁率先行動計画」による暖房の設定温度（18℃）に満たない場合は、各課整備の暖房器具を使用すること。

なお、集中暖房を運転しても設定温度を下回る場合は庁舎管理者が個別に対応する。

○休憩時

〔照明〕次の場合については照明を点灯する。なお、照明が必要無い範囲はこまめに消灯したり、間引き点灯にする等、環境に配慮すること。

- ・業務を行うとき、来客があるとき、昼食を取るとき、足下が見えず危険なとき。
- ・悪天候や工事の足場設置などによって執務室が通常より特に暗いとき。

○その他の留意事項

- ・職場の執務室内では、窓側と廊下側で照度や暖房の行き渡り方に違いがあり、座る席によって執務環境が違う場合があるので、管理職が率先して声をかける等、職員が業務をし易い環境づくりに取り組むこと。
- ・時間外勤務縮減の取組を引き続き推進すること。

2 点検状況

(1) 本庁衛生委員会による確認等

- ・本庁衛生委員会を開催（12 月 14 日）し、職場環境について意見交換を行うとともに、労働安全衛生の観点から職場巡視を実施（1 月 12 日）し、照明及び暖房の状況についても確認しました。
- ・今後も、衛生委員会において協議議題として取り上げながら職場環境の改善を続けていきます。

【確認状況】

- | | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時 | 1 月 1 2 日（木）1 3 時 1 5 分から 1 4 時 3 0 分まで |
| 2 点検場所 | 本庁舎、第二庁舎、議会棟の知事部局の各執務室（8 1 か所） |
| 3 点検結果 | 照明について
・始業前の点灯を実施している所属は 5 7 所属（7 0. 3 %）
・昼食時の点灯を実施している所属は 2 7 所属（3 3. 3 %）
暖房について
・集中暖房時に設定温度を下回る箇所がある所属はなし。 |

(2) 庁舎管理者による点検

庁舎内の廊下の照度を点検し改善を行いました。

- ・本庁舎の廊下を点検したところ、一部に照度が J I S 基準を満たしていないところがあったので、廊下の点灯数を増やしました。（蛍光管を 1 / 3 点灯 → 2 / 3 点灯に増）（平成 28 年 12 月 5 日から実施済み）
- ・議会棟別館廊下の電球を L E D（60W 相当、昼光色）に変更しました。（変更前：40W 相当、電球色）

鳥取市の中核市移行に係る県・市の検討、協議等の状況について

平成29年1月19日
 地域振興課
 福祉保健課
 環境立県推進課
 教育総務課
 行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市移行を円滑に進めるため、これまで県・市で事務権限の移譲や協力体制について、検討、協議を進めてきたところです。1月25日に予定されている国(総務省、厚生労働省)のヒアリングを経て、地方自治法上に規定される中核市移行に係る手続きを進めることから、現時点での県・市での調整状況について、報告いたします。

1 これまでの経過

鳥取市の中核市移行は、鳥取市長が平成26年6月に平成30年度当初の移行を目指すことを表明し、県へ協力を要請。これを受け、平成26年8月に設置した「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」(4町もオブザーバー出席)において、県から市への事務権限の移譲や協力体制等について、検討、協議を進めてきたところです。

特に、中核市の移行により市が保健所を設置することとなることから、県東部の保健所のあり方について、東部4町と調整し、住民サービスを低下させないことを前提に、県から市へ保健所業務を委託する案で調整を進めることとし、円滑な移行に向けて引き続き調整を進めて行きます。

- H26.6 鳥取市は中核市移行を決意、表明し、県(知事)へ協力要請
- H26.8～ 鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会(4町もオブザーバー出席)を設置
- H27.3～ 鳥取県東部の保健所のあり方検討会を設置(県・4町で構成。市もオブザーバー出席)

2 中核市移行に係る調整状況 … 資料1

<基本方針>

これまで1市4町1箇所で行ってきた県保健所のサービスの維持、医師等の専門人材の確保や資機材等の整備などのコスト面等からも、住民サービスの低下をさせないことを前提とした円滑な事務の移管・移譲、県から市への事務委託の協議を進める。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28.11.1現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区分	所管・移譲・委託事務項目数						合計
	民生	保健衛生	環境	都市計画・建設	文教行政	その他	
市分							
法令・政省令	623	1,240	310	112	27	49	2,361
県単独事業	0	121	109	0	0	0	230
計	623	1,361	419	112	27	49	2,591
4町分							
法令・政省令	285	1,243	303	0	0	33	1,864
県単独事業	0	121	107	0	0	0	228
計	285	1,364	410	0	0	33	2,092

※法令等の条項数により項目数を整理したもの

※「法令・政省令」には、法令上、中核市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※「保健衛生」で市分より4町分の事務数が多いのは、特例市権限で現在、市において実施している事務(4町分は現在県実施)について、中核市移行に併せて、県から市へ委託することを調整した事務を含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整中の項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

(2) 体制整備（基本方針）

鳥取市の中核市移行後も、これまで県で行ってきた住民サービスを低下させないことを基本に、県と市が連携し、医師等の専門人材の確保を図り、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。施設については、市の新庁舎ができるまでの間は、市有施設及び県の東部庁舎の間借り等により、資機材等の二重投資を避け効率的効果的な事務執行体制を整備する。

3 住民周知・広報の取組

・鳥取市及び4町と連携し、県市の調整状況を、広報時期や内容、媒体等を調整しながら、市民及び4町の住民にとってわかりやすく適切な内容の情報を、適期に提供することとしている。

(1) HP、広報紙等での広報

県ホームページにおいて、市との協議状況、東部圏域における保健所のあり方等についての情報発信を行っているほか、東部地区4町のホームページや広報紙において、適宜、保健所事務の委託等についての周知、広報を行っている。（各町広報紙のH28.9月号、10月号、12月号において、集中的な広報を実施。）

(2) 住民説明会の実施等

東部地区4町において、保健所業務の委託に係る住民説明会を県主催により開催した。県から、東部圏域の保健所のあり方の検討を踏まえた4町の保健所業務の市への委託と主な保健所業務について、市から保健所設置に向けた準備状況について説明し、質疑応答と意見交換を行った。

今後も要請に応じ、随時、関係団体等に対して説明の場を持つとともに、引き続き、各町の広報紙等も活用して準備状況等の周知をしていくこととしている。

【住民説明会開催概要】

地域	日時	会場	参加者数
岩美町	10月24日（月） 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日（土） 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日（火） 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター 一ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日（土） 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生団体等の関係者を含む。

4 今後のスケジュール … 資料2

- ・1月の国（総務省・厚生労働省）のヒアリングで、中核市移行に係る市の事務執行体制や県市の連携・協力体制等についての確認を受け、2月以降、地方自治法上の法定手続きを進める。
- ・引き続き、県・市で、円滑な事務移譲に向けた協議・取組を行っていく。

【添付資料】

【資料1】鳥取市中核市移行の調整状況（平成29年1月現在）

【資料2】中核市への移行に係る今後のスケジュール

【参考資料1】平成28年12月2日 鳥取市全員協議会資料

【参考資料2】平成28年10月開催 東部4町における住民説明会資料（抜粋）

鳥取市中核市移行の調整状況(平成29年1月現在)

平成29年1月19日
県地域振興課

1月25日に行われる国(総務省・厚生労働省)のヒアリングに向けて、ヒアリング資料をベースとした構成で、これまでに県と市で整理・調整してきた事項、今後の調整が必要な事項について、現時点での県と市で整理調整してきた内容を整理したものです。

平成30年4月の中核市移行に向けて、今後も引き続き、円滑な事務移譲に向けた調整を進めていきます。

国(総務省・厚労省)ヒアリング項目

○総務省ヒアリング資料項目

【共同作成分】

- 1 移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 中核市に係る移譲事務等の概要
- 3 事務処理体制及び人員に関する調べ
- 4 中核市に係る事務の特例の項目数

【市分】

- 1 中核市要件調書
- 2 移行後の組織、移行に伴う組織編成等の具体的な考え方
- 3 移行に係る職員数増減見込み
- 4 今後の定員管理等、給与の適正化等の取組、勤務条件
- 5 中核市移行に伴う市財政への影響、財政収支

【県分】

- 1 当該市の行財政状況等
- 2 中核市移行に伴う県財政への影響

○厚生労働省ヒアリング資料項目(保健所政令市移行に係る提出資料)【共同作成のみ】

- 1 政令市移行の概要(移行予定年月日、市の概況、体制整備の基本方針)
- 2 移行に経緯と今後のスケジュール
- 3 移行に係る作業項目とそのスケジュール
- 4 移行についての都道府県の見解
- 5 移行に伴う施設等整備計画(保健所の整備方針、関連施設の整備計画)
- 6 移行に伴う組織の見直し概要(組織図、保健所の所掌事務、現行体制との対照)
- 7 移行時の保健所の職員の配置計画
- 8 県内の保健所配置状況の比較
- 9 移譲事務等の概要

1 中核市移行の概要

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は、地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされていることから、東部圏域の実情をふまえ、県・市が連携して適切に対処できる体制を確保する。

(1) 移行予定日 平成30年4月1日

(2) 東部圏域の保健所の体制

鳥取市が中核市への移行すると、法律上、保健所を設置することが義務づけられる。医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図り、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が設置する保健所で県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう県が市へ事務を委託し、連携実施する。

〔参考〕鳥取県の保健所の管轄区域

(現 行)

(鳥取市中核市移行後) H30. 4～

【鳥取県】

保健所	職員数 (人)	管轄市町村
鳥取 保健所	88 (74)	鳥取市、岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町
倉吉 保健所	68 (58)	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町
米子 保健所	101 (86)	米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、日 南町、日野町、江府町

【鳥取市（保健所政令市）】

保健所	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
鳥取市 保健所	232,669/ 1,518.22	鳥取市 (岩美町、若桜町、智頭町、八 頭町)



※県から4町に係る保健所業務を受託実施
〔市本庁業務〕



老人福祉施設・児童福祉施設等の指導監査、
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金業務、環境行
政・廃棄物行政 など

【鳥取県】



本庁	検討中
----	-----

保健所	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
倉吉 保健所	104,367/ 780.43	同左 (1市4町)
米子 保健所	236,612/ 1,208.40	同左 (2市6町1村)



※県保健所の職員数はH28.4現在の各保健所の職員定数。(各保健所ともに建築住宅課を含む。)

下段()は建築住宅課職員を除いた職員定数。

※市は、県から4町に係る保健所業務を受託実施。市保健所の職員数は、本庁対応業務(環境行政等)も含む。

※H30.4～の県保健所の職員数についても、国ヒアリング時点では、H28.4時点と同数として整理。

※人口は、H27.10.1国勢調査結果(速報値)。面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調の数値。

2 中核市への移行により所管・移譲する事務

中核市へ移行することにより鳥取市において処理することとなる事務について、分類整理した。専門性が高いなどの理由で、市において処理できない事務については、県への委託等を検討している。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28.11.1現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区分	所管・移譲・委託事務項目数						合計
	民生	保健衛生	環境	都市計画 ・建設	文教行政	その他	
市分							
法令・政省令	623	1,240	310	112	27	49	2,361
県単独事業	0	121	109	0	0	0	230
計	623	1,361	419	112	27	49	2,591
4町分							
法令・政省令	285	1,243	303	0	0	33	1,864
県単独事業	0	121	107	0	0	0	228
計	285	1,364	410	0	0	33	2,092

※法令等の条項数により項目数を整理したもの

※「法令・政省令」には、法令上、中核市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※「保健衛生」で市分より4町分の事務数が多いのは、特例市権限で現在、市において実施している事務（4町分は現在県実施）について、中核市移行に併せて、県から市へ委託することを調整した事務を含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整中の項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

平成27年11月の取りまとめ項目数 平成28年11月1日現在

2,213事務 ⇒ 2,591事務

【主な増減の理由】

- ・保健所長権限の事務（法定上保健所を経由する事務を含む）を整理追加
- ・法改正により新たに中核市の権能となったもの（H30.4までに施行されるものを含む）
（児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）
- ・国（総務省・厚労省）の項目の再精査により、事務項目を追加・削除したもの
（社会福祉法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、生活困窮者自立支援法、母体保護法、私立学校法、食品表示法 など）

(2) 県から市、市から県への事務の委託等

県市間で調整中。

ア 県から市への委託

- ・県東部4町に係る保健所業務等

イ 市から県への委託

- ・衛生環境研究所における検査
- ・教職員研修（専門性の高いもの）等

(3) 主な業務と取扱実績 (H27年度)

各行政分野における主な業務と平成27年度の県における取扱実績等（市及び4町に関わるもの
の件数）は次のとおり。

※業務により市町ごとの実績を計上することができないものあり。

ア 民生行政分野

主な業務	取扱実績等
身体障害者手帳の交付	・手帳の交付（再交付を含む） 市555件 4町(144件) ・手帳の返還及び返還命令 市520件 4町(154件) ・手帳交付者の居住地変更届受理 市240件 4町(28件)
障害福祉サービス事業者の指定	・指定障害福祉サービス事業者の指定 市13件 4町(2件)
母子父子寡婦福祉資金の貸付	・母子福祉資金の貸付 市14件※4町県実施(2件)
小児慢性特定疾患医療費の給付	・小児慢性特定疾患医療費の給付対象者 市196人 4町(31人)
老人福祉施設の設置認可・監督	・老人デイサービス等の届出事項の変更受理 市246件 4町(24件) ・有料老人ホーム設置及び変更の届出 市6件 ※4町県実施(3件)
介護サービス事業者の指定	・居宅介護サービス事業者の指定 市34件 4町(1件)
生活保護医療機関等の指定	・医療機関の指定 市86件 ※4町県実施(9件) ・指定医療機関の診療内容等の審査、診療報酬額の決定 市847件※4町県実施(62件) ・指定介護機関の指定 市42件 ※4町県実施(3件)
社会福祉審議会の設置・運営	・審議会の開催 年2回(県全体)
民生委員児童委員の定数の決定 ・推薦・研修	・厚生労働大臣への民生委員の推薦 市6件※4町県実施(2件) ・民生委員指導訓練の実施、活動費支払 市516件※4町県実施(170件)

イ 保健衛生分野

主な業務	取扱実績等
感染症の予防・感染症の患者に 対する医療	・健康診断の勧告及び実施 市317件 4町(70件) ・特定感染症指定医療機関等への入院の勧告 市13件 4町(5件) ・結核患者の医療費に係る費用の負担 市36件 4町(13件)
難病医療費の助成申請	・難病医療費の給付対象者 市1,364人 4町(304人)
精神保健・精神障がい者福祉	・相談指導 市442件 4町(331件) ・措置の決定・措置入院の通知 市16件 4町(1件) ・精神障害者保健福祉手帳の交付 市1,279件 4町(199件)
医事・薬事に係る許可・立入検 査	・医療機関の立入検査 東部全体 45件 ・薬局開設の許可、更新許可 市15件 4町(2件) ・毒物劇物販売業者の立入検査 東部全体 65件
食品営業施設の許可、監視指導	・食品営業施設等の許可 市818件 4町(153件) ・食品営業施設等の監視指導 東部全体 2,869件
食品表示適正化指導	・立入検査等 市90件 4町(23件)
環境衛生施設の監視・検査	・旅館業(78件)、興行場(1件)、公衆浴場(19件)、理容所(16件)、 美容所(27件)、クリーニング所(11件)、温泉利用施設(38件)、 源泉(59件)、飲料水施設(114件)、ビル管登録事務所(10件)
狂犬病予防・動物愛護	・犬・猫の引取り 東部全体245件 ・未登録犬の捕獲 東部全体 58件 ・負傷動物の収容 東部全体 29件

ウ 環境行政分野

主な業務	取扱実績等
一般・産業廃棄物処理施設の設 置許可・立入検査・改善命令	・産業廃棄物処分量の許可 東部全体 7件 ・処理施設、排出事業所等に対する立入検査 東部全体1,098件
ばい煙発生施設の届出受理・立 入検査	・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 市3件 ※4町実績なし ・ばい煙排出者等からの報告徴収、立入検査 市21件 ※4町実績なし
大気汚染等の常時監視	・大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況につ いての常時監視

エ 都市計画・建設行政分野

主な業務	取扱実績等
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	・サービス付き高齢者向け住宅の登録 市3件 ※4町県実施(なし) ・サービス付き高齢者向け住宅の変更届出受理 市9件 ※4町県実施(なし)
建設資材の再資源化に関する立入検査	・建設工事現場等への立入検査 H27実績なし
屋外広告業者の登録・指導・監督	・屋外広告業者の登録の義務づけ 県全体80件 ・屋外広告業者に対する指導、助言、勧告 H27実績なし

オ 文教行政分野

主な業務	取扱実績等
小中学校県費負担教職員の研修	・初任者研修、10年目研修、専門研修等の実施
重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等	・重要文化財の現状変更等の許可 H27実績なし ・文化財である埋蔵物の提出受理等 市18件※4町県実施(なし)

3 体制整備（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。施設については、市の新庁舎ができるまでの間は市有施設及び県の東部庁舎の間借り等で対応する。

(1) 移行後の市の組織体制

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の保健所業務は、現在の業務を引き継ぐことを基本に、(仮称)鳥取市保健所を新設して統合する。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

(2) 施設・設備・備品

ア 保健所施設

鳥取市の中核市移行（平成30年4月）から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、(仮称)鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する（平成32年3月頃）までの約2年間（暫定期間）は、現在、県の東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所において実施している保健所業務については、暫定施設において、事務を行う。

部 門	現行（～H30.3月）	暫定期間（H30.4～H32.3）	本格稼働（H32.4～）
福祉保健部門	東部福祉保健事務所（江津）	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所（立川）	県東部庁舎（立川）	

※暫定期間は、市が県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）を賃貸

イ 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

ウ 犬の抑留等施設

犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

エ 試験・検査備品等

- (ア) 大気測定局、不法投棄監視カメラシステム
現在の観測地において、引き続き市が使用。
(県への行政財産使用許可、備品譲渡)
- (イ) 検査機器（血液検査用遠心分離機、画像ビューワシステム、PHメーター、CO濃度計など）
県から市へ譲渡、貸与
- (ウ) 業務関連備品（医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品）
県から市へ譲渡、貸与
- (エ) 事務什器（事務机・椅子・ロッカー等）
県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）
- (オ) 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品（医薬品を含む）
県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）

オ 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、平成29年度に、市が整備・構築を行い、県の情報システム等からのデータ引継ぎを行う。（県東部庁舎内のネットワーク環境整備を含む。）

(3) 職員体制

ア 職員体制

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

イ 職員の確保・研修

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。

また、保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

- ・中核市移行後も、当面の間、県からの専門職を中心とした職員派遣等の人的支援を実施
- ・少数職種（獣医師、薬剤師 など）の専門人材確保、県・市間の人事交流

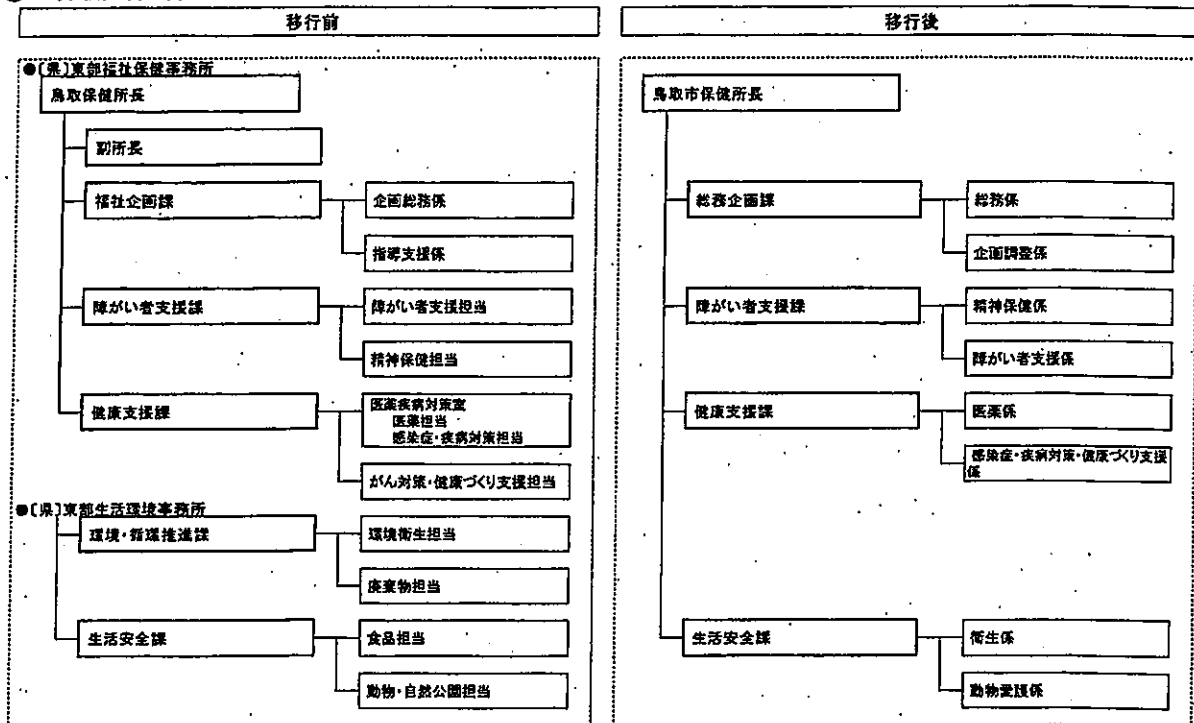
(4) 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。

4 体制整備（各論）

(1) 組織体制の概要

① 保健所関係



※今後、組織の名称などを変更する場合があります。

東部生活環境事務所環境・循環推進課の事務は、本庁事務とし、市下水道環境部生活環境課において所管することとしています。

② 本庁組織関係

県本庁の事務は、市の関連する部署において引き継ぐ。

(2) 市の所掌事務・職員配置計画

市において素案を作成し、市議会 全員協議会へ報告 (参考資料1 参照)

(3) 研修の状況・研修計画

① 人事交流 (相互派遣)

・平成28年度から保健師1名の人事交流を実施

市から県（東部福祉保健事務所）へ派遣されている保健師（係長級）は、感染症・疾病対策担当に配属され、主に結核、感染症、HIV等の事務を担っている。

また、県から市へ派遣されている保健師（主事級）は、中央保健センター健康づくり係に配属され、主に地域の保健衛生業務、糖尿病対策等の事務を担っている。

② 職員研修計画

中核市への移行に伴い、県から移管・移譲される事務の習得のため、市職員を県へ派遣して長期間の研修を行う。

平成29年度における具体的な研修分野、研修内容、職種等については、現在、県と市とで調整を行っている。

③ 現場研修等の受入状況（随時）

県の関係各部署において、市の職員が短期間での研修・訓練の参加、検査の立会等を行う。
〈平成27年度〉

- ・感染症（O26エボラ・新型インフルエンザ）、DMAT等健康危機管理に係る訓練・研修等の参加（保健師含む3～4名/回）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導への参加
- ・空港災害対策（消火避難訓練ほか）、緊急被ばく、原子力災害避難等に係る訓練等への参加（保健師含む担当者出席）
- ・栄養改善、感染症、医事業事、結核・難病業務（1月）、健康づくり、精神保健業務（2月）の説明・勉強会（保健師・栄養士等専門職含む担当者が出席）
- ・動物愛護管理担当（12月）、食品担当（1月）の業務概要説明（各3名受入）
- ・衛生環境研究所における検査体制等の視察受入、行政検査の頻度・流れ、民間委託等での制約などの情報交換を実施（保健師含む計14名受入）

〈平成28年度〉

- ・医療機関の監視に同行（事務、保健師、管理栄養士）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導（監査）への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員研修会への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員本庁及び所（局）担当者連絡会への参加
- ・障がい福祉サービス事業所の実地指導に係る所内勉強会（8/4開催）への参加（3名）
- ・医療監視（県立中央病院 6/30）（栄養士1名、事務1名参加）
- ・栄養改善業務勉強会〔2回：6/13、7/11〕（栄養士延べ14名参加）
- ・原子力防災訓練（船舶訓練）〔8/28〕
- ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会〔9/13〕
- ・鳥取空港消火避難訓練〔11/3〕
- ・衛生環境研究所における検査の実態や必要な設備等への助言（技師1名、環境事業公社1名を含む計4名受入）
- ・使用済物品放置防止条例に係る事業者立入検査・パトロール（4月～）、廃棄物処理施設設置手続き条例に係る現地確認（5月）への同行（2名程度/回）、警察との合同検問への参加（2名程度/回）
- ・許認可事務（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング等）の事務の流れ、業務内容（6月、2名）
- ・最終処分場跡地指定の解除のための試掘調査の同行（6月、2名）
- ・美容所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・ビル管理者の登録申請検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・簡易宿所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・廃棄物処理施設設置手続き条例に係る住民説明会同席（6月、2名）
- ・食品衛生責任者講習会への参加（6月、2名）
- ・食品衛生監視員研修会への参加（7月、1名）
- ・廃棄物処理施設（中間処理）の立入検査（現地確認）の同行（7月、3名）
- ・産廃不法投棄の現地確認・指導に同行（8月、2名）

④ 今後の予定（これまでの研修等の継続実施を含む）

- ・福祉施設の実地・指導監査の合同実施（事前研修・打合せ含む）
- ・地元説明会への同席、講習会・事業者説明会等への出席、立入検査（廃棄物処理施設、旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング、石綿除去現場等）への同行

5 財政影響額の推計（鳥取市）

中核市となって事務を処理するにあたって要する費用等について、増減の影響額の推計をする
とともに、基準財政需要額の増額見込みを算出する。

(1) 経費負担の考え方

事務区分 \ 区域	鳥取市域分	東部4町分
法定移管事務 (自治法、個別法により中核市の事務と定められているもの)	中核市の事務 (交付税措置)	県事務の受託 (県からの委託料) 県実施
関連事務 (法、政省令等に基づく県の事務)	特例条例による移譲 (権限移譲交付金)	県事務の受託 (県からの委託料) 県実施
自治事務(県単独事務) (県条例に基づく県の事務)	特例条例による移譲 (権限移譲交付金)	県事務の受託 (県からの委託料) 県実施
県単独事務 (県が実施主体の事務・県が政策実施している事務事業※給付費負担等を含む) 自治事務(市単独事務)	県事務の受託 (県からの委託料・負担金) 中核市の事務 (交付税措置)	県事務の受託 (県からの委託料・負担金) 県実施

(2) 財政影響額（平成28年11月末時点）〔市推計〕

県における平成27年度決算額を基に、中核市移行後の事業費および地方交付税の増額を算出して市において試算したもの。(今後の制度改正等により増減あり)

【収支】

歳入影響額 811,000千円
歳出影響額 811,000千円

※県からの権限移譲交付金及び委託金を財源充当する関連事務及び東部4町分の受託業務の経費を除く。

6 住民等への周知・広報

鳥取市の中核市移行について、住民の理解を得ることが重要であることから、中核市制度及び中核市への移行に関する周知を図る。
併せて、中核市移行に伴う市の保健所設置にあたり、県から市へ4町の事務を委託することについて、住民・業者等への周知・広報が重要。

(1) 主な取組状況

① ホームページ（県・市・各町）による周知

② 市報、町報等による周知

③ 鳥取市中核市移行シンポジウムの開催（市主催・県後援）

鳥取市が市民と長期的な視点に立って中核市『鳥取市』の将来像を考えるために開催した。

〔日時〕 平成28年11月24日（木） 午後2時から4時30分

〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○基調講演 「中核市移行と地方の未来」 講師：一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

コーディネーター 公立鳥取環境大学 副学長 小林慎太郎 氏

パネリスト 鳥取市立病院地域医療総合支援センター長 足立誠司 氏

ゆうゆうとっとり子育てネットワーク代表 山田康子 氏

鳥取商工会議所青年部 直前会長 田中健志 氏

㈱鳥取銀行 ふるさと振興部長 入江 到 氏

鳥取市長 深澤義彦 氏

アドバイザー 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

④ 住民説明会の開催等

〔鳥取市〕 地域づくり懇談会の場で説明

〔県・4町〕 各町の協力のもと、県主催で説明会を開催。

地 域	日 時	会 場	参加者数
岩美町	10月24日（月） 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日（土） 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日（火） 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター 一ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日（土） 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生等の団体関係者を含む。

⑤ 関係機関・団体等への説明

各関係機関・団体等からの要請に応じ、県・市で説明。（医師会ほか）

(2) 今後の実施計画

① ホームページ（県・市・各町）による周知

② 市報、町報、県政だより等による周知

③ 住民及び関係機関・関係団体等への説明

④ 事業対象者・事業者への案内・周知

中核市移行の政令交付後に窓口、手続き等の案内を行う。

7 今後のスケジュール

地方自治法上の指定手続きを改めて確認。市の市議会への申出の発議から始まり、県の議会の議決を経ての知事同意をもって、市が総務大臣へ申出し、政令制定により指定される。
関係団体、住民への広報・周知を行う。

(1) 国ヒアリング（総務省・厚労省）

従来、県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続きを迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

〔スケジュール〕

H28.11～ ヒアリングに向けた事前協議（厚生労働省）

H29.1 総務省・厚生労働省ヒアリング

(2) 中核市の指定に係る手続き（地方自治法252条の24）

中核市の指定は、都道府県の同意を経て、市の申出に基づき国（総務大臣）が行う。

〔スケジュール〕

H29.3 ① 市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出 [H29.3月市議会]

H29.3 ② 市議会が「中核市の申出」議案を審議し、議決 [H29.3月市議会]

H29.4 ③ 市議会での可決を経て、市長が県知事に「中核市指定に係る同意」申入れ

H29.5 ④ 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出 [H29.5月県議会]

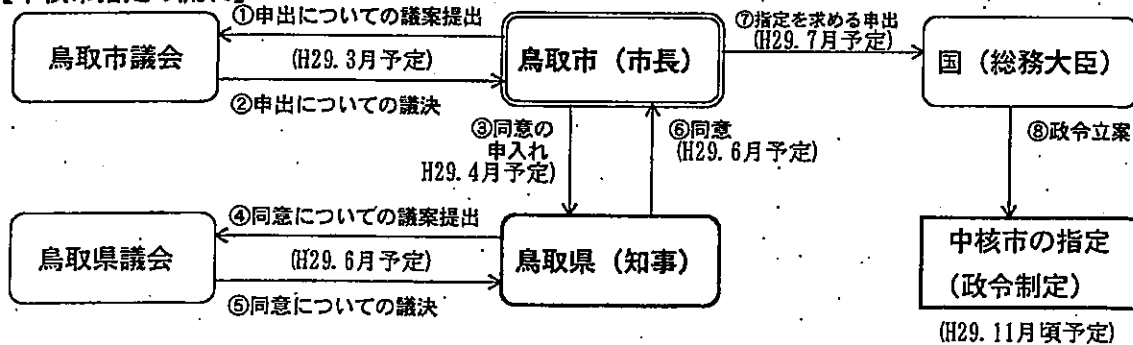
H29.6 ⑤ 県議会は「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決 [H29.5月県議会]

⑥ 県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付。

H29.7 ⑦ 市長が総務大臣に中核市指定を求める申出

H29.11頃 ⑧ 総務大臣は、市を中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立

【中核市指定の流れ】



市議会 全員協議会 資料	
月 日	平成28年12月2日
担当課	総務部 中核市推進局 健康・子育て推進局 保健所準備室

中核市移行に係る進捗状況について

来年1月に行われる予定の国（総務省・厚生労働省）のヒアリング資料をベースに、これまでに県と市で協議・調整してきた事項、現段階で市で検討・準備を行っている事項、今後の調整が必要な事項などについて報告します。

記

	〔資料ページ〕
1 国（総務省・厚生労働省）ヒアリング項目	2
2 中核市移行に係る経緯	3
3 移譲事務等の概要	8
4 例規整備の概要	11
5 施設等の整備計画	13
6 中核市移行に伴う組織体制と人材の確保	18
7 市財政への影響（推計）	22
8 今後のスケジュール	24
9 住民周知・広報の取り組み	26

1 国（総務省・厚生労働省）ヒアリング項目

○ 総務省ヒアリング資料項目

【共同作成分】

- 1 移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 中核市に係る移譲事務等の概要
- 3 事務処理体制及び人員に関する調べ
- 4 中核市に係る事務の特例の項目数

【市分】

- 1 中核市要件調書
- 2 移行後の組織、移行に伴う組織編成等の具体的な考え方
- 3 移行に係る職員数増減見込み
- 4 今後の定員管理等、給与の適正化等の取組、勤務条件
- 5 中核市移行に伴う市財政への影響、財政収支

【県分】

- 1 当該市の行財政状況等
- 2 中核市移行に伴う県財政への影響

○ 厚生労働省ヒアリング資料項目（保健所政令市移行に係る提出資料）

【共同作成のみ】

- 1 政令市移行の概要（移行予定年月日、市の概況、体制整備の基本方針）
- 2 移行に経緯と今後のスケジュール
- 3 移行に係る作業項目とそのスケジュール
- 4 移行についての都道府県の見解
- 5 移行に伴う施設等整備計画（保健所の整備方針、関連施設の整備計画）
- 6 移行に伴う組織の見直し概要（組織図、保健所の所掌事務、現行体制との対照）
- 7 移行時の保健所の職員の配置計画
- 8 県内の保健所配置状況の比較
- 9 移譲事務等の概要

2. 中核市移行に係る経緯

【これまでの経緯（平成28年度）】

（●県（協議会等）関係 ◆市議会関係 ○市（推進本部等）関係）

時 期	中核市移行準備等
4月1日	<p>中核市移行推進に向けた組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中核市推進監」を「中核市推進局」とし、職名としての「中核市推進監（部長級）」を「局長（部長級）」に、同局「参事（課長級）」を「局次長（課長級）」に変更 <p>●鳥取県に保健師1名を研修派遣。鳥取県より人事交流として保健師1名の派遣を受ける。</p> <p>市報：4月号による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核市お知らせコーナー⑨「中核市になるとどう変わる？[保健衛生分野③]」
4月5日	<p>新規採用職員研修において中核市移行に関する概要説明</p> <p>県東部庁舎に係る事務打ち合わせ</p>
4月7日	○鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第12回〕
4月13日	○鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（例規整備WG）〔第2回〕
4月14日	●保健所の設置準備に係る進捗状況及び今後の予定に関する意見交換（東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所）
4月15日	○鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（電算システムWG）〔第5回〕
4月18日	市：政策推進会議（鳥取市保健所の暫定施設の整備について）
4月19日	●鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会〔第5回〕
4月28日	茅ヶ崎市視察（中核市推進局、保健所準備室）
5月1日	<p>市報：5月号による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核市お知らせコーナー⑩「中核市になるとどう変わる？[保健衛生分野④]」
5月26、27日	<p>鳥取市の中核市移行 職員研修会 開催（於：人権交流プラザ 約500名参加）</p> <p>(1) 講演 演題 「中核市移行と新たな広域連携」 講師 総務省 自治行政局 市町村課 課長補佐 木本光彌 氏</p> <p>(2) 鳥取市の取り組み説明</p>
5月31日	●保健所（暫定施設）の整備に係る意見聴取

(東部福祉保健事務所)

- 6月1日 市報：6月号による広報
・中核市お知らせコーナー⑩「中核市になるとどう変わる？[保健衛生分野⑤]」
- 6月3日 ◎鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（電算システムWG）（第6回）
- 6月10日 ◆鳥取市議会全員協議会
(6月議会
本会議)
・中核市移行に係る進捗状況について
- 6月21日 ●県市文教部会（教職員研修関係）関係者打ち合わせ会議
- 6月27日 市：政策推進会議（鳥取市保健所（暫定施設）の整備方針について）
◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会（第13回）
- 7月1日 市報：7月号による広報
・中核市お知らせコーナー⑪「中核市移行へ向けた具体的なスケジュール」
地域づくり懇談会〔倉田地区〕にて概要説明
- 7月5日 ●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議
- 7月6日 地域づくり懇談会〔醇風地区〕にて概要説明
- 7月7日 ●保健所（駅南庁舎）の整備に係る意見聴取
（東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所）
- 7月8日 地域づくり懇談会〔城北地区〕にて概要説明
- 7月12日 地域づくり懇談会〔大和地区〕にて概要説明
- 7月13日 ●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議（情報・通信関係）
- 7月15日 地域づくり懇談会〔瑞穂地区〕にて概要説明
- 7月20日 地域づくり懇談会〔成器地区〕にて概要説明
- 7月21日 ◎中核市移行調整状況等の各課等ヒアリング（～7/27）
- 7月22日 地域づくり懇談会〔富桑地区〕にて概要説明
- 7月25日 「東部生活環境事務所関係団体連絡会」で中核市移行概要説明

7月29日	地域づくり懇談会〔中郷地区〕にて概要説明
8月1日	市報：8月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑬「中核市になるとどう変わる？〔環境分野①〕」
8月2日	地域づくり懇談会〔米里地区〕にて概要説明
8月4日	奈良市視察（駅南庁舎健康・子育て機能検討WGほか）
8月5日	地域づくり懇談会〔松保地区〕にて概要説明 「ミニのぼり旗」を市の窓口等に設置
8月9日	地域づくり懇談会〔国英地区〕にて概要説明
8月17日	地域づくり懇談会〔大正地区〕にて概要説明
8月19日	地域づくり懇談会〔明德地区〕にて概要説明
8月23日	地域づくり懇談会〔豊実地区〕にて概要説明
8月26日	地域づくり懇談会〔湖山西地区〕にて概要説明
8月30日	●鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会〔第6回〕 地域づくり懇談会〔美保南地区〕にて概要説明
8月31日	保健所（暫定施設：さざんか会館）整備に関する説明（→社協・ボラセン）
9月1日	市報：9月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑭「中核市になるとどう変わる？〔環境分野②〕」
9月2日 (9月議会 本会議)	◆鳥取市議会全員協議会 ・中核市移行に係る進捗状況について
9月20日	●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議
9月29日	◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第14回〕
10月1日	市報：10月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑮ 「中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野①〕」
10月4日	地域づくり懇談会〔浜村地区〕にて概要説明

- 10月11日 ●鳥取市の中核市移行に係る県・市・4町行政担当者意見交換会
(生活・環境部門)
- 10月12日 ●鳥取市の中核市移行に係る県・市・4町行政担当者意見交換会
(福祉・保健・医療部門)
- 地域づくり懇談会〔修立地区〕にて概要説明
- 10月14日 地域づくり懇談会〔東郷地区〕にて概要説明
- 10月15日 ●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(八頭町) ※ 県主催(市も同席)
- 10月19日 ●中核市移行後の災害医療救護に関する担当者意見交換会
- 10月21日 市長定例記者会見：中核市移行に向けての動き～中核市移行シンポジウムの開催
- 10月24日 ●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(岩美町) ※ 県主催(市も同席)
- 10月25日 ●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(智頭町) ※ 県主催(市も同席)
- 10月29日 ●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(若桜町) ※ 県主催(市も同席)
- 11月1日 市報：11月号による広報
・特集：中核市移行をめざして
・中核市お知らせコーナー⑩
「中核市になるとどう変わる？[都市計画・まちづくり分野②]」
- 11月4日 地域づくり懇談会〔青谷地区〕にて概要説明
- 11月4,5日 ケーブルテレビによる広報
・「中核市をめざして」
- 11月7日 ◎鳥取市中核市移行推進本部〔第11回〕
- 11月8日 東部医師会にて概要説明
- 地域づくり懇談会〔鹿野地区〕にて概要説明
- 11月10日 松江市視察(中核市推進局、保健所準備室)
- 11月11日 地域づくり懇談会〔宮下地区〕にて概要説明
- 11月15日 鳥取市政顧問会にて概要説明

	地域づくり懇談会〔西郷地区〕にて概要説明
11月16日	●職員組織等に関する意見交換会
11月18日	地域づくり懇談会〔社地区〕にて概要説明
11月19日	F M鳥取(RADIO BIRD)による広報 ・鳥取シティトーク 中核市への移行と保健所の設置
11月22日	地方創生・地域経済対策協議会にて概要説明 地域づくり懇談会〔千代水地区〕にて概要説明
11月24日	鳥取市「中核市移行シンポジウム」開催(於:鳥取市民会館 約350名参加) (1)基調講演 演題「中核市移行と地方の未来」 講師 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏 (2)パネルディスカッション テーマ「中核市移行とまちの未来」
11月25日	地域づくり懇談会〔佐治地区〕にて概要説明
11月29日	地域づくり懇談会〔賀露地区〕にて概要説明
12月1日	市報:12月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑱ 「中核市になるとどう変わる?〔教育分野①〕」
12月2日 (12月議会 本会議)	◆鳥取市議会全員協議会 ・中核市移行に係る進捗状況について

3 移譲事務等の概要

中核市へ移行することにより、市は県から約 2,600 事務の移譲を受けます。

また、中核市は保健所の設置が義務付けられますが、医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図ること、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう、県から委託を受けて連携実施します。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28.11.1 現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区 分	所管・移譲・委託事務項目数						合計
	民生	保健衛生	環境	都市計画 ・建設	文教行政	その他	
市 分							
法定事務	527	772	246	82	27	43	1,697
関連事務	96	468	64	30	0	6	664
県単独事業	0	121	109	0	0	0	230
計	623	1,361	419	112	27	49	2,591
4町分							
法定事務	194	775	239	0	0	27	1,235
関連事務	91	468	64	0	0	6	629
県単独事業	0	121	107	0	0	0	228
計	285	1,364	410	0	0	33	2,092

※ 法令等の条項数により項目数を整理したもの。

※ 「法定事務」には、法令上、中核市の権能となる事務、「関連事務」には知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※ H28.11.1 現在で県・市の事務レベルで調整した項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

平成27年11月の取りまとめ項目数 平成28年11月1日現在
2,213事務 ⇒ 2,591事務

【主な増減の理由】

- ・保健所長権限の事務（法定上保健所を経由する事務を含む）を整理追加
- ・法改正により新たに中核市の権能となったもの（H30.4までに施行されるものを含む）
（児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）
- ・国（総務省・厚労省）の項目の再精査により、事務項目を追加・削除したもの
（社会福祉法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、生活困窮者自立支援法、母体保護法、私立学校法、食品表示法など）

(2) 県から市、市から県への事務の委託等 県市間で調整中

- ア 県から市への委託
- ・ 県東部 4 町に係る保健所業務
- イ 市から県への委託
- ・ 衛生環境研究所における検査
 - ・ 教職員研修（専門性の高いもの）等

(3) 主な業務と取扱実績 (H27 年度)

各行政分野における主な業務と平成 27 年度の県における取扱実績等(市及び 4 町に関わるものの件数) は次のとおりです。

ア 民生行政分野

主な業務	取扱実績等
身体障害者手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳の交付（再交付を含む） 市 555 件 4 町 (144 件) ・ 手帳の返還及び返還命令 市 520 件 4 町 (154 件) ・ 手帳交付者の居住地変更届受理 市 240 件 4 町 (28 件)
障害福祉サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定 市 13 件 4 町 (2 件)
母子父子寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉資金の貸付 市 14 件※4 町県実施 (2 件)
小児慢性特定疾患医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児慢性特定疾患医療費の給付対象者 市 196 人 4 町 (31 人)
老人福祉施設の設置認可・監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人デイサービスセンター等の届出事項の変更受理 市 246 件 4 町 (24 件) ・ 有料老人ホーム設置及び変更の届出 市 6 件 ※4 町県実施 (3 件)
介護サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護サービス事業者の指定 市 34 件 4 町 (1 件)
生活保護医療機関等の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の指定 市 86 件※4 町県実施 (9 件) ・ 指定医療機関の診療内容等の審査、診療報酬額の決定 市 847 件※4 町県実施 (62 件) ・ 指定介護機関の指定 市 42 件※4 町県実施 (3 件)
社会福祉審議会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の開催 年 2 回 (県全体)
民生委員児童委員の定数の決定・推薦・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣への民生委員の推薦 市 6 件※4 町県実施 (2 件) ・ 民生委員指導訓練の実施、活動費支払 市 516 件 ※4 町県実施 (170 件)

イ 保健衛生分野

主な業務	取扱実績等
感染症の予防・感染症の患者に対する医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断の勧告及び実施 市 317 件 4 町 (70 件) ・ 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告 市 13 件 4 町 (5 件) ・ 結核患者の医療費に係る費用の負担 市 36 件 4 町 (13 件)
難病医療費の助成申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病医療費の給付対象者 市 1,364 人 4 町 (304 人)
精神保健・精神障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談指導 市 442 件 4 町 (331 件) ・ 措置の決定・措置入院の通知 市 16 件 4 町 (1 件) ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付 市 1,279 件 4 町 (199 件)

医事・薬事に係る許可・立入検査	・医療機関の立入検査 ・薬局開設の許可、更新許可 ・毒物劇物販売業者の立入検査	東部全体 45 件 市 15 件 4 町 (2 件) 東部全体 65 件
食品営業施設の許可、監視指導	・食品営業施設等の許可 ・食品営業施設等の監視指導	市 818 件 4 町 (153 件) 東部全体 2, 869 件
食品表示適正化指導	・立入検査等	市 90 件 4 町 (23 件)
環境衛生施設の監視・検査	・旅館業 (78 件)、興行場 (1 件)、公衆浴場 (19 件)、 理容所 (16 件)、美容所 (27 件)、クリーニング所 (11 件)、 温泉利用施設 (38 件)、源泉 (59 件)、飲料水施設 (114 件)、 ビル管登録事務所 (10 件)	
狂犬病予防・動物愛護	・犬・猫の引取り ・未登録犬の捕獲 ・負傷動物の収容	東部全体 245 件 東部全体 58 件 東部全体 29 件

ウ 環境行政分野

主な業務	取扱実績等
一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令	・産業廃棄物処分業の許可 東部全体 7 件 ・処理施設、排出事業所等に対する立入検査 東部全体 1, 098 件
ばい煙発生施設の届出受理・立入検査	・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 市 3 件※4町実績なし ・ばい煙排出者等からの報告徴収、立入検査 市 21 件※4町実績なし
大気汚染等の常時監視	・大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視

エ 都市計画・建設行政分野

主な業務	取扱実績等
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	・サービス付き高齢者向け住宅の登録 市 3 件※4町県実施(なし) ・サービス付き高齢者向け住宅の変更届出受理 市 9 件※4町県実施(なし)
建設資材の再資源化に関する立入検査	・建設工事現場等への立入検査 H27 実績なし
屋外広告業者の登録・指導・監督	・屋外広告業者の登録の義務づけ 県全体 80 件 ・屋外広告業者に対する指導、助言、勧告 H27 実績なし

オ 文教行政分野

主な業務	取扱実績等
小中学校県費負担教職員の研修	・初任者研修、10年目研修、専門研修等の実施
重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等	・重要文化財の現状変更等の許可 H27 実績なし ・文化財である埋蔵物の提出受理等 市 18 件※4町県実施(なし)

4 例規整備の概要

中核市移行に伴い、基準、手続等必要な事項を定めるため、次の例規の整備を行います。
条例制定・改廃の議案は、平成 29 年 12 月議会を予定します。

No.	条例・規則等の名称	区分		新規・改正 の区別	関連法令	市担当課
		条例	規則等			
1	鳥取市小児慢性特定疾病審査会条例	○		新規	児童福祉法	児童家庭課
2	鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例	○		新規	児童福祉法	児童家庭課
3	鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例施行規則		○	新規	児童福祉法	児童家庭課
4	鳥取市社会福祉審議会条例	○		改正	児童福祉法、民生委員法、身体障害者福祉法、社会福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	児童家庭課、障がい福祉課等
5	鳥取市民生委員定数条例	○		新規	民生委員法	障がい福祉課
6	鳥取市保護施設の設備及び運営に関する条例	○		新規	生活保護法	生活福祉課
7	鳥取市保護施設に関する条例施行規則		○	新規	生活保護法	生活福祉課
8	鳥取市経費老人ホームに関する条例	○		新規	社会福祉法(老人福祉法)	高齢社会課
9	鳥取市経費老人ホームに関する条例施行規則		○	新規	社会福祉法(老人福祉法)	高齢社会課
10	鳥取市婦人保護施設に関する条例	○		新規	社会福祉法(死春防止法)	児童家庭課
11	鳥取市婦人保護施設に関する条例施行規則		○	新規	社会福祉法(死春防止法)	児童家庭課
12	鳥取市社会福祉法施行細則		○	改正	社会福祉法	高齢社会課
13	鳥取市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	○		新規	老人福祉法	高齢社会課
14	鳥取市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例施行規則		○	新規	老人福祉法	高齢社会課
15	鳥取市特別会計条例	○		改正	母子及び父子並びに寡婦福祉法、	行財政改革課
16	鳥取市母子父子寡婦福祉資金等貸付規則		○	新規	母子及び父子並びに寡婦福祉法、	児童家庭課
17	鳥取市障害福祉サービス事業に関する条例	○		新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
18	鳥取市障害福祉サービス事業に関する条例施行規則		○	新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
19	鳥取市障害者支援施設に関する条例	○		新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
20	鳥取市障害者支援施設に関する条例施行規則		○	新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
21	鳥取市地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例	○		新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
22	鳥取市地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例施行規則		○	新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
23	鳥取市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則		○	改正	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
24	鳥取市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則		○	新規 (制定検討)	鳥取市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	障がい福祉課
25	鳥取市身体障害者福祉法施行細則		○	新規 (制定検討)	鳥取県身体障害者福祉法施行細則	障がい福祉課
26	鳥取市居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例	○		新規	介護保険法	高齢社会課
27	鳥取市居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則		○	新規	介護保険法	高齢社会課
28	鳥取市指定介護療養型医療施設に関する条例	○		新規	介護保険法	高齢社会課
29	鳥取市指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則		○	新規	介護保険法	高齢社会課
30	鳥取市居宅介護支援事業に関する条例	○		新規	介護保険法	高齢社会課
31	鳥取市居宅介護支援事業に関する条例施行規則		○	新規	介護保険法	高齢社会課
32	鳥取市介護保険施設に関する条例	○		新規	介護保険法	高齢社会課
33	鳥取市介護保険施設に関する条例施行規則		○	新規	介護保険法	高齢社会課
34	鳥取市食品衛生条例	○		新規	食品衛生法	保健所準備室
35	鳥取市食品衛生条例施行規則		○	新規	食品衛生法	保健所準備室
36	鳥取市手数料条例	○		改正	食品衛生法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、死体解剖保存法、理容師法、化粧場等に関する法律、医療法、クリーニング業法、狂犬病予防法、毒物及び劇物取締法、と畜場法、美容師法、臨床検査技師等に関する法律に基づく事務、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、浄化槽法、使用済み自動車の再資源化等に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律、温泉法、屋外広告物法	保健所準備室、生活環境課等

37	鳥取市興行場法施行条例	○		新規	興行場法	保健所準備室
38	鳥取市旅館業法施行条例	○		新規	旅館業法	保健所準備室
39	鳥取市公衆浴場法施行条例	○		新規	公衆浴場法	保健所準備室
40	鳥取市感染症審査協議会条例	○		新規	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	中央保健センター
41	鳥取市保健所条例	○		新規	地域保健法	保健所準備室
42	鳥取市理容師法施行条例	○		新規	理容師法	保健所準備室
43	鳥取市化粧場等に関する法律施行条例	○		新規	化粧場等に関する法律	生活環境課
44	鳥取市化粧場等に関する法律施行細則		○	改正	化粧場等に関する法律	生活環境課
45	化粧場等に関する法律第9条第5項において準用する同法第5条第4号の規程に基づく衛生条必要な措置を定める条例	○			化粧場等に関する法律	生活環境課
46	鳥取市医療法施行条例	○		新規	医療法	保健所準備室
47	(鳥取市クリーニング業法施行条例)	○			市独自でクリーニング営業所の設置基準を定める場合 クリーニング業法	保健所準備室
48	鳥取市美容師法施行条例	○		新規	美容師法	保健所準備室
49	鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	○		新規	浄化槽法	下水道経営課
50	鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則		○	新規	浄化槽法	下水道経営課
51	鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例	○		新規	動物の愛護及び管理に関する法律	生活環境課
52	鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則		○	新規	動物の愛護及び管理に関する法律	生活環境課
53	鳥取市狂犬病予防法施行細則		○	改正	狂犬病予防法	生活環境課
54	鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例	○		新規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境課
55	鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則		○	新規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境課
56	鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	○		改正	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境課
57	鳥取市屋外広告物条例	○		改正	屋外広告物法	都市環境課
58	鳥取市屋外広告物条例施行規則		○	改正	屋外広告物法	都市環境課
59	鳥取市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する要綱		○	新規	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務	建築住宅課
60	鳥取市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	○		新規	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童家庭課
61	鳥取市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則		○	新規	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童家庭課
62	鳥取市幼保連携型認定こども園審議会条例	○		新規	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童家庭課
	合計	36	26			

(注) 上記以外に、これらの条例の制定又は改廃に関連する既存の条例の改正や、事務分掌、人事・給与、服務等に関する条例の制定又は改正を検討しています。

5 施設等の整備計画

中核市移行後、危機管理等を含めて県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、移行後も同様のサービスが行えるよう、必要な施設、設備の整備を行います。

(1) 東部圏域の保健所の体制

【参考】鳥取県の保健所の管轄区域

【現行】

【鳥取県】

保健所	職員数 (人)	管轄市町村
鳥取 保健所	88 (74)	鳥取市、 岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町
倉吉 保健所	68 (58)	倉吉市、三朝町、湯梨 浜町、琴浦町、北栄町
米子 保健所	101 (86)	米子市、境港市、日吉 津村、大山町、南部町、 伯耆町、日野町、江府 町

【鳥取市中核市移行後 H30.4~】

【鳥取市】

保健所	職員数 (人)	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
鳥取市 保健所	約60	232,669/ 1,518.22	鳥取市 (岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町) ※ 県から4町に 係る保健所業 務を受託実施

市本庁業務

老人福祉施設・児童福祉施設等の指導監査、母子・
父子・寡婦福祉資金業務、環境行政・廃棄物行政
等

【鳥取県】

(県本庁)

身体障害者・知的障害者更生相談所業務、児童
福祉施設(保育所等)の指導監査、自然公園許認
可などの業務

倉吉 保健所	68 (58)	104,367/ 780.43	同左 (1市4町)
米子 保健所	101 (86)	236,612/ 1,208.40	同左 (2市6町 1村)

※ 県保健所の職員数は、H28.4現在の各保健所の職員定数。(各保健所ともに建築住宅課を含む。)

下段()は、建築住宅課職員を除いた職員定数。

※ H30.4~の県保健所の職員数についても、国ヒアリング時点では、H28.4時点と同数として整理。

※ 人口は、H27.10.1国勢調査結果(速報値)。面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調の
数値。

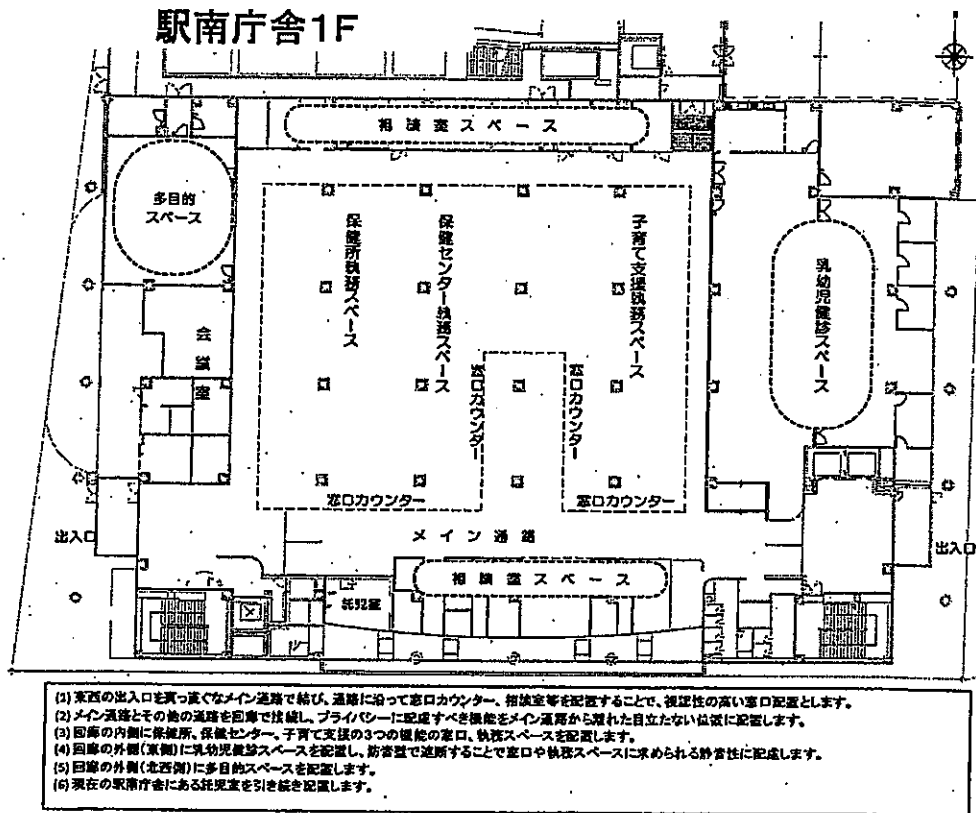
(2) 保健所の整備

鳥取市の保健所は駅南庁舎を活用して整備します。

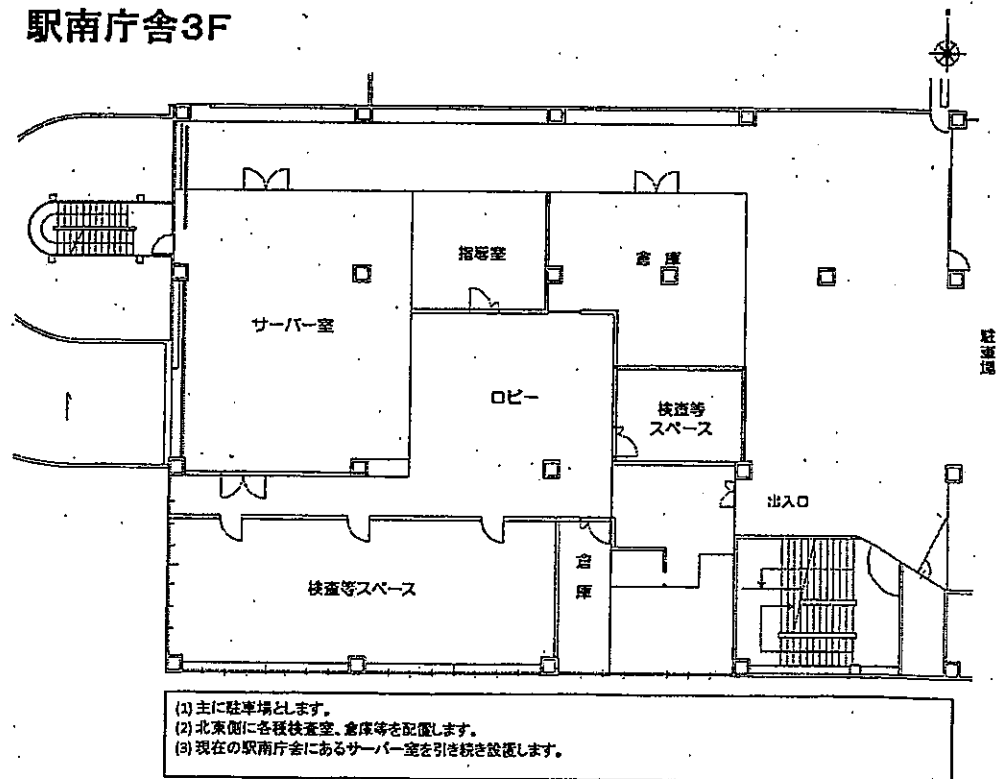
中核市移行(平成30年4月)から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、(仮称)鳥取市保健所
を駅南庁舎に改めて整備する(平成32年3月頃)までの約2年間(暫定期間)は、暫定施設に
おいて運営を行います。

・あらゆるスペースの共有化、集約化により、各機能の連携の向上を図ります。

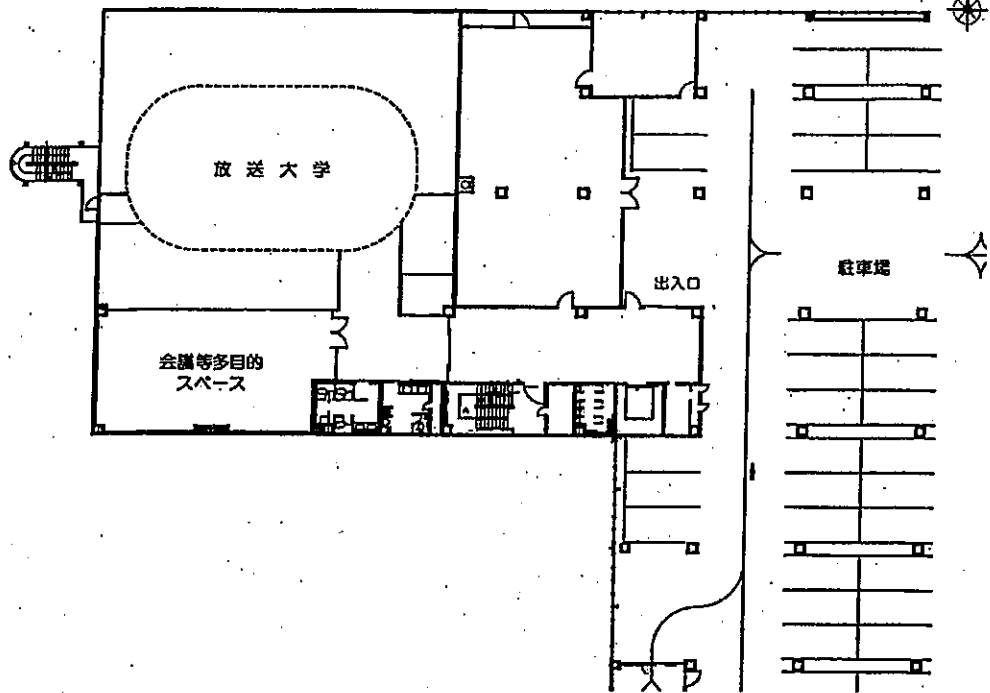
〈駅南庁舎のレイアウト(案)〉



駅南庁舎3F



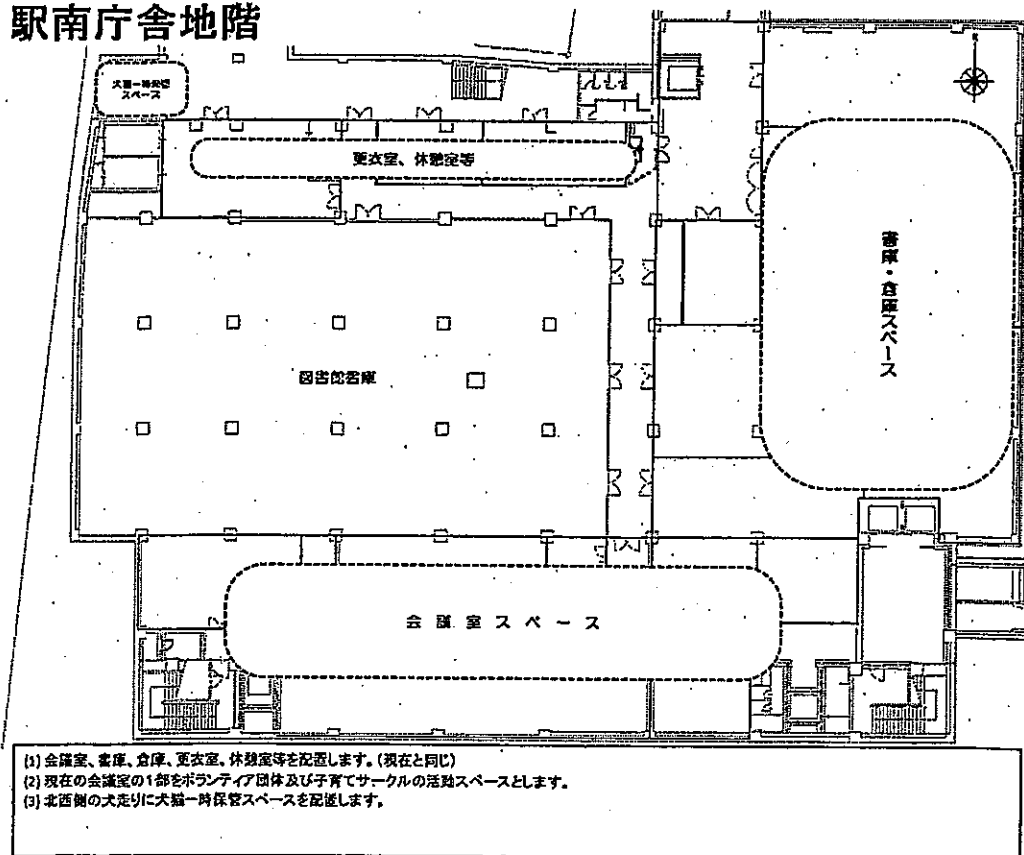
駅南庁舎5F



- (1) 主に駐車場とします。
- (2) 北東側に放送大学を配置します。(現在と同じ)
- (3) 放送大学に隣接する位置に会議等で使用する多目的スペースを配置します。

※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

駅南庁舎地階



- (1) 会議室、書庫、倉庫、更衣室、休憩室等を配置します。(現在と同じ)
- (2) 現在の会議室の一部をボランティア団体及び子育てサークルの活動スペースとします。
- (3) 北西側の犬走りに犬猫一時保管スペースを配置します。

※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

(4) 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託します。

(5) 犬の抑留等施設

犬管理所(松並町3丁目)及びその施設内の備品等については、県から譲渡を受けます。

(6) 試験・検査備品等

次のア～オについては、可能なものについて県から譲渡又は貸与を受けます。

ア 大気測定局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。(県への行政財産使用許可、備品譲渡)

イ 検査機器(血液検査用遠心分離機、画像ビューワシステム、PHメーター、CO濃度計など)

ウ 業務関連備品(医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品)

エ 事務什器(事務机・椅子・ロッカー等で県において引き続き使用するものを除く)

オ 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品(医薬品を含む)

(7) 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、平成29年度に、市が整備・構築を行い、県の情報システム等からのデータ引継ぎを行います。(県東部庁舎内のネットワーク環境整備を含む。)

6 中核市移行に伴う組織体制と人材の確保

ア 職員体制

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

イ 職員の確保・研修

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。また、保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

ウ 職員の派遣及び人事交流

中核市移行後も、当面の間、県から専門職を中心とした職員派遣等人的的支援を受けるとともに、少数職種（獣医師、薬剤師など）の専門人材確保に努めながら県・市間の人事交流を行う。

(1) 配置する職員数

保健所配置予定職員数 約60人（うち正職員約50人）

本庁配置職員数 約30人（うち正職員約25人）

県から派遣を受ける職員数（平成30年4月1日時点） 約50人

(2) 配置する正職員の職種及び職員数（見込み）

職 種	人 員	対 応 業 務
医師	1	保健所長
放射線（X線）技師	(1)	病院等の立ち入り検査における医療監視等
保健師	16	健康危機管理、感染症、難病、精神保健等
薬剤師	4	医事・薬事に関する許可、立ち入り検査等
獣医師	4	狂犬病予防、動物愛護等
管理栄養士	1	食育、栄養改善等
歯科衛生士	1	歯科保健
衛生技師	15	環境衛生施設の監視・検査、食品営業施設の監視指導 （環境衛生指導員、食品衛生監視員）等
指導主事	2	教職員研修の実施
事務	31	庶務、業務管理等

※ 放射線（X線）技師は、鳥取県との併任による配置を検討中。

(3) 移行後の組織体制 (案)

(※ 変更箇所。人数は非常勤職員を含む。)

現 行	移行後 (保健所暫定期間)
<p><u>福祉保健部 (180人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高齢社会課 (25人) — 地域包括ケア推進課 (12人) — 鳥取中央地域包括支援センター (16人) — 鳥取こやま地域包括支援センター (9人) — 鳥取南地域包括支援センター (4人) — 鳥取西地域包括支援センター (6人) — 障がい福祉課 (17人) — 生活福祉課 (41人) — 保険年金課 (49人) <ul style="list-style-type: none"> └ 健診推進室 (13人) *再掲 	<p><u>福祉保健部 (177人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高齢社会課 (22人) — 地域包括ケア推進課 (12人) — 鳥取中央地域包括支援センター (16人) — 鳥取こやま地域包括支援センター (9人) — 鳥取南地域包括支援センター (4人) — 鳥取西地域包括支援センター (6人) — 障がい福祉課 (17人) — 生活福祉課 (41人) — 保険年金課 (36人) <ul style="list-style-type: none"> └ (仮称) 指導監査課 (13人)
<p><u>健康・子育て推進局 (83人)</u> 局長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 保健医療福祉連携課 (5人) <ul style="list-style-type: none"> └ 保健所準備室 (5人) *再掲 — 児童家庭課 (27人) — 中央保健センター (34人) — こども発達・家庭支援センター (16人) 	<p><u>(仮称) 健康子育て部 (156人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 保健医療福祉連携課 (5人) — 児童家庭課 (30人) — 中央保健センター (34人) <ul style="list-style-type: none"> └ 健診推進室 (13人) — こども発達・家庭支援センター (16人) — 保健所 (1人) <ul style="list-style-type: none"> └ 総務企画課 (6人) └ 障がい者支援課 (10人) └ 健康支援課 (24人) └ 生活安全課 (16人)
<p><u>環境下水道部 (70人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 下水道企画課 (20人) <ul style="list-style-type: none"> └ 下水道管理室 — 下水道経営課 (19人) — 下水道建設課 (12人) — 生活環境課 (18人) 	<p><u>環境下水道部 (85人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 下水道企画課 (20人) <ul style="list-style-type: none"> └ 下水道管理室 — 下水道経営課 (19人) — 下水道建設課 (12人) — 生活環境課 (22人) <ul style="list-style-type: none"> └ (仮称) 環境・循環推進課 (11人)
<p><u>教育委員会事務局 (97人)</u> ※ 抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学校教育課 (20人) <ul style="list-style-type: none"> └ 教育センター (4人) 	<p><u>教育委員会事務局 (102人)</u> ※ 抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学校教育課 (20人) <ul style="list-style-type: none"> └ 教育センター (9人)

(4) 研修の状況及び研修計画

① 人事交流(相互派遣)及び職員研修計画

- ・平成 28 年度から保健師 1 名の人事交流を実施

市から県(東部福祉保健事務所)へ派遣されている保健師(係長級)は、感染症・疾病対策担当に配属され、主に結核、感染症、HIV等の事務を担っている。

また、県から市へ派遣されている保健師(主事級)は、中央保健センター健康づくり係に配属され、主に地域の保健衛生業務、糖尿病対策等の事務を担っている。

- ・長期派遣研修計画

中核市への移行に伴い、県から移管・移譲される事務の習得のため、市職員を県へ派遣して長期間の研修を行う。

平成 29 年度における具体的な研修分野、研修内容、職種等については、現在、県と市とで調整を行っている。

年度	派遣人員	(県)鳥取保健所への派遣先 (H29は調整中)
28	1	健康支援課(保健師1)
29	6	福祉企画課(事務2)、環境・循環推進課(事務2)、生活安全課(事務1)、障がい者支援課(保健師1)

※平成 29 年度は、単年度での派遣人員及び派遣先(調整中)を掲載。

② 現場研修等の受入状況(随時)

県の関係各部署において、市の職員が短期間での研修・訓練参加、検査の立会等を行う。

<平成 27 年度>

- ・感染症(O26 エボラ・新型インフルエンザ)、DMAT 等健康危機管理に係る訓練・研修等の参加(保健師含む 3~4 名/回)
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導への参加
- ・空港災害対策(消火避難訓練ほか)、緊急被ばく、原子力災害避難等に係る訓練等への参加(保健師含む担当者出席)
- ・栄養改善、感染症、医事薬事、結核・難病業務(1月)、健康づくり、精神保健業務(2月)の説明・勉強会(保健師・栄養士等専門職含む担当者が出席)
- ・動物愛護管理担当(12月)、食品担当(1月)の業務概要説明(各 3 名受入)
- ・衛生環境研究所における検査体制等の視察受入、行政検査の頻度・流れ、民間委託等での制約などの情報交換を実施(保健師含む計 14 名受入)

<平成 28 年度>

- ・医療機関の監視に同行(事務、保健師、管理栄養士)
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導(監査)への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員研修会への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員本庁及び所(局)担当者連絡会への参加
- ・障がい福祉サービス事業所の実地指導に係る所内勉強会(8/4開催)への参加(3名)
- ・医療監視(県立中央病院 6/30)(栄養士 1 名、事務 1 名参加)
- ・栄養改善業務勉強会〔2回: 6/13, 7/11〕(栄養士延べ 14 名参加)
- ・原子力防災訓練(船舶訓練)(8/28)
- ・衛生環境研究所における検査の実態や必要な設備等への助言(技師 1 名、環境事業公社 1 名を含む計 4 名受入)

- ・使用済物品放置防止条例に係る事業者立入検査・パトロール(4月～)、廃棄物処理施設設置手続き条例に係る現地確認(5月)への同行(2名程度/回)、警察との合同検問への参加(2名程度/回)
- ・許認可事務(旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング等)の事務の流れ、業務内容(6月、2名)
- ・最終処分場跡地指定の解除のための試掘調査の同行(6月、2名)
- ・美容所の開設検査(現地確認)の同行(6月、1名)
- ・ビル管理者の登録申請検査(現地確認)の同行(6月、1名)
- ・簡易宿所の開設検査(現地確認)の同行(6月、7月、各1名)
- ・廃棄物処理施設設置手続き条例に係る住民説明会同席(6月、2名)
- ・食品衛生責任者講習会への参加(6月、2名)
- ・食品衛生監視員研修会への参加(7月、1名)
- ・廃棄物処理施設(中間処理)の立入検査(現地確認)の同行(7月、3名)
- ・産廃不法投棄の現地確認・指導に同行(8月、2名)
- ・医療監視〔渡辺病院 8/23〕(管理栄養士1名、事務1名参加)
- ・医療監視〔鳥取産院 9/15〕(保健師1名参加)
- ・興行場検査(現地確認)の同行(10月、1名)
- ・石綿撤去現地検査の同行(10月、1名)
- ・医療監視〔鳥取赤十字病院 10/20〕(管理栄養士1名、事務1名参加)
- ・鳥取中部地震医療救護対策支部視察(10月、2名)
- ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会〔9/13、10/19、11/24〕
- ・鳥取空港消火避難訓練〔11/3〕
- ・原子力防災訓練(避難退域時検査)〔11/19〕
- ・医療監視〔生協病院 11/22〕(管理栄養士1名、事務1名参加)

③ 今後の予定(これまでの研修等の継続実施を含む)

- ・福祉施設の実地・指導監査の合同実施(事前研修・打合せ含む)
- ・地元説明会への同席、講習会・事業者説明会等への出席、立入検査(廃棄物処理施設、旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング、石綿除去現場等)への同行

(4) 広域的な緊急時の対応(災害医療・健康危機管理・原発など)

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県(本庁、倉吉・米子保健所)と連携して、医療救護等の対応にあたります。

7 市財政への影響（推計）

（1）経費負担の考え方

事務区分／区域	鳥取市域分	東部4町分
法定移管事務 (自治法、個別法により中核市の事務と定められているもの)	中核市の事務 (交付税措置)	県事務の受託 (県からの委託料) 県実施
関連事務 (法、政省令等に基づく県の事務)	特例条例による移譲 (権限移譲交付金)	県事務の受託 (県からの委託料) 県実施
自治事務（県単独事務） (県条例に基づく県の事務)	特例条例による移譲 (権限移譲交付金)	県事務の受託 (県からの委託料) 県実施
県単独事務 (県が実施主体の事務・県が政策実施している事務事業※給付費負担等を含む)	県事務の受託 (県からの委託料・負担金)	県事務の受託 (県からの委託料・負担金)
自治事務（市単独事務）	中核市の事務 (交付税措置)	県実施

（2）財政影響額（平成28年11月末時点）

中核市移行に伴う財政影響額は次のとおり見込まれます。（県からの権限移譲交付金及び委託金により財源が確保される関連事務及び東部4町に係る受託業務等の経費を除く。）

【収支】

(単位：千円)

	影響額
歳入	811,000
歳出	811,000

※ 鳥取県における平成27年度決算額を元に、中核市移行後の事業費及び地方交付税の増額等を算出して試算したもの。

※ この財政影響額は、今後県から提供される情報の更新や制度改正等により、増減することがあります。

【歳入】

(単位：千円)

区分	影響額	主な内訳
地方交付税	8,200,000	・普通交付税 750,000 ・特別交付税 70,000
国庫支出金	72,000	・小児慢性特定疾病対策費 19,000 ・特定不妊治療費助成事業 25,000 ・障がい者地域生活支援事業 14,000
県支出金	△107,000	・生活保護費負担金(住所不定者) △38,000 ・児童措置費負担金 △24,000 (助産施設、母子生活支援施設等) ・隣保館運営事業 △25,000 ・事務処理特例交付金 △8,000
手数料等	26,000	・保健所関係手数料 (生活環境部門関係) 19,200 (福祉保健部門関係) 1,000 ・母子父子寡婦福祉資金償還金 6,000
合計	811,000	

【歳出】

(単位：千円)

区分	影響額	主な内訳
民生行政	195,000	・軽費老人ホーム運営費補助金 111,000 ・民生児童委員活動費補助 39,000 ・障がい者地域生活支援事業 29,000 (意思疎通支援事業)
保健衛生行政	176,000	・特定不妊治療費助成事業 49,000 ・小児慢性特定疾病対策費 38,000 ・動物愛護管理推進事業 11,000 ・結核予防対策事業 11,000 ・食品衛生指導事業 3,500 ・検査業務委託費 31,000 (食品検査、感染症検査等)
環境行政	27,000	・大気汚染防止対策事業 10,000 ・検査業務委託費 15,000 (廃棄物処理施設、ダイオキシン等)
文教行政	10,000	・教職員研修事務費 3,000 ・教職員研修業務委託費 7,000
その他	10,000	・包括外部監査委託費 10,000
人件費	393,000	・法定移譲事務、県単独事務及び保健所政令市事務における人件費(関連事務及び4町事務は除く)
合計	811,000	

【参考】県からの条例移譲・委託事務に係る経費(人件費含む)は、権限移譲交付金・委託料収入を充当

8 今後のスケジュール

地方自治法上の指定手続きを改めて確認。市の市議会への申出の発議から始まり、県の議会の議決を経ての知事同意をもって、市が総務大臣へ申出し、政令制定により指定される。

(平成28年度) (◆市議会関係)

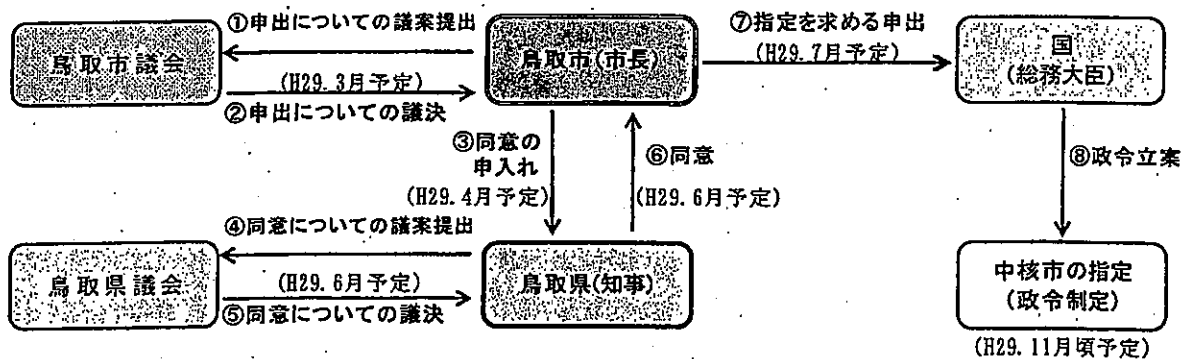
時 期	中核市移行準備等
平成29年 1月頃	厚生労働省ヒアリング 総務省ヒアリング
2月 (2月議会)	◆市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出
3月	◆市議会が「中核市指定の申出」議案を審議し、議決(予定)

※ ヒアリング(総務省・厚生労働省)

県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう、市の組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続きを迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

※ 中核市指定手続きの流れ

中核市の指定手続き



(平成29年度) (◆市議会関係)

時 期	中核市移行準備等
平成29年 4月	市議会での可決を経て 市長が県知事に「中核市指定に係る申出の同意」申入れ
5月	県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出
6月	県議会が「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決(予定)
	県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付
7月	市長が総務大臣に中核市指定を求める申出
11月頃	総務大臣が、中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立
12月 (12月議会)	◆市長が市議会に中核市移行に関わる関係条例の制定・改廃議案を提出
平成30年 2月 (2月議会)	◆市長が市議会に中核市関連予算議案を提出
3月	県から市への事務引き継ぎ完了

(平成30年度)

時 期	中核市移行準備等
平成30年 4月	中核市に移行 (仮称)鳥取市保健所開設

9 住民周知・広報の取り組み

中核市制度について、市民の理解を得ることが重要であることから、中核市制度及び中核市への移行に関する広報に取り組んでいます。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況等に応じた広報・情報提供等を行います。

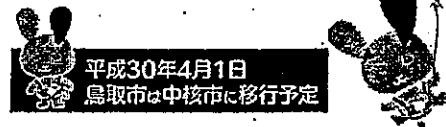
(1) パンフレットの作成・配布

市役所（本庁舎・駅南庁舎・各総合支所等）の窓口にて備え付け、来訪者へ配布するほか、地域づくり懇談会、関係機関・各種団体等への説明会・意見交換会などで配布しています。

（平成27年10月～）（鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードができます。）

(2) 「すご！うさぎ」の活用による広報

市役所の封筒、配布資料、職員の名刺などに表示することにより広報しています。（平成27年10月～）



(3) 懸垂幕による広報

市民・事業者とともに気運を醸成するため、第二庁舎へ設置しています。

（平成27年10月～）

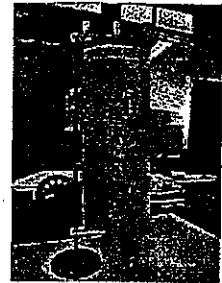
(4) モニター（画像放映）による広報

市役所本庁舎・駅南庁舎の待合所のモニターへの画像放映により広報しています。

（平成27年11月～）

(5) 「ミニのぼり旗」による広報

市役所（本庁舎・駅南庁舎・各総合支所等）の窓口にて設置しています。金融機関（一部：県東部管内）の本店・支店などの窓口にも設置しています。（平成28年8月～）



(6) 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催（市民・市職員等約350名参加）

国（総務省・厚生労働省）ヒアリング（平成29年1月頃）へ向けた具体的な協議や、市議会へ中核市指定の申出議案の提出（平成29年2月頃）など、具体的な手続きを進めている中、市民の皆さまと長期的な視点に立って中核市『鳥取市』の将来像を考えようと開催しました。

〔日時〕 平成28年11月24日（木） 午後2時から4時30分

〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○ 基調講演 「中核市移行と地方の未来」

講師：一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○ パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

コーディネーター 公立鳥取環境大学 副学長 小林慎太郎 氏

パネリスト 鳥取市立病院地域医療総合支援センター長 足立誠司 氏

ゆうゆうとっとり子育てネットワーク代表 山田康子 氏

鳥取商工会議所青年部 直前会長 田中健志 氏

㈱鳥取銀行 ふるさと振興部長 入江 到 氏

鳥取市長 深澤義彦

アドバイザー 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

(7) これまでの広報等の取り組み〔継続〕

① 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会（地区公民館単位の座談会）、関係機関・各種団体等への概要説明並びに意見交換会などを行っています。

② とっとり市報

特集記事のほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を設けて広報しています。

号	内 容
平成26年 7月号	鳥取市は「中核市」をめざします
平成27年 5月号	平成30年4月 鳥取市は「中核市」に
7月号	【特集】平成30年4月 鳥取市は「中核市」に
8月号	(1) 中核市をめざす背景
9月号	(2) 保健所の仕事と役割
10月号	(3) 県から市へ移譲される事務
11月号	中核市移行パンフレット(4P)折込
	(4) 中核市『鳥取市』の誕生まで
12月号	(5) 中核市になるとどう変わる？〔福祉分野①〕 障害者手帳の交付をよりスムーズに、ほか
平成28年 1月号	(6) 中核市になるとどう変わる？〔福祉分野②〕 民生委員の人数決定ときめ細かな活動の展開、ほか
	【特集】鳥取市が保健所を設置します
2月号	(7) 中核市になるとどう変わる？〔保健衛生分野①〕 妊娠期からの母子保健サービスを一元化
3月号	(8) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野②〕 精神保健サービスの充実、ほか
4月号	(9) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野③〕 食の安全指導などを実施
5月号	(10) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野④〕 犬・猫などの動物愛護・管理のサービスを一元化
6月号	(11) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野⑤〕 衛生・環境に関するさまざまな届け出などを受付
7月号	(12) 中核市移行に向けた具体的なスケジュール 中核市移行職員研修会を開催
8月号	(13) 中核市になるとどう変わる？〔環境分野①〕 産業廃棄物に関する指導など市が担当します
9月号	(14) 中核市になるとどう変わる？〔環境分野②〕 大気汚染状況を監視し、情報提供します
10月号	(15) 中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野①〕 屋外広告業の登録を行います、ほか
11月号	【特集】中核市移行をめざして
	(16) 中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野②〕 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を行います
12月号	(17) 中核市になるとどう変わる？〔教育分野①〕 教職員の研修を市独自のカリキュラムで実施

③ 鳥取市公式ウェブサイト (※ 主なもの)

- 「前進！中核市へ」(動画：市長が紹介)
- 保健所の設置にあわせて「健康づくりと子育ての総合支援の拠点」の整備
- 中核市移行をめざす「懸垂幕」を設置しています
- 中核市移行『ミニのぼり旗』を設置しています
- 鳥取市の中核市移行 職員研修会を開催しました
- 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催！
- 山陰東部圏域の未来へ向かって発展するまち〔連携中枢都市圏〕
- 中核市への移行に関するQ&A
- 「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」「鳥取市中核市移行推進本部会議」「鳥取市保健所設置検討委員会」の会議資料 など

(8) 県東部4町における住民説明会

鳥取県では、東部地区4町(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)に係る保健所業務を市へ委託することについて、市及び各町と連携し、住民説明会を開催されました。

市の担当職員も出席し、説明・対応しました。

地 域	会 場	日 時
岩美町	岩美町役場 3階大会議室	10月24日(月) 19:00~20:00
若桜町	若桜町公民館 集会室	10月29日(土) 13:30~14:30
智頭町	保健医療福祉総合センター ほのぼのひだまりホール	10月25日(火) 19:00~20:00
八頭町	郡家保健センター 研修室	10月15日(土) 13:30~14:30

東部4町住民説明会資料

鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会 次第

- (岩美町会場) 日時：10月24日(月) 午後7時から8時まで
場所：岩美町役場大会議室
- (若桜町会場) 日時：10月29日(土) 午後1時30分から2時30分まで
場所：若桜町公民館集会室
- (智頭町会場) 日時：10月25日(火) 午後7時から8時まで
場所：智頭町保健医療福祉総合センターほのぼの ひだまりホール
- (八頭町会場) 日時：10月15日(土) 午後1時30分から2時30分
場所：八頭町郡家保健センター

- 1 開会あいさつ (鳥取県地域振興課長)

- 2 東部圏域の保健所サービスの提供について 資料1
 - ・保健所とは？
 - ・業務の概要
 - ・サービスの提供体制

- 3 保健所業務の例 (現在の業務の例、H30年度以降の住民窓口)
 - (1) 東部福祉保健事務所の例 資料2

 - (2) 東部生活環境事務所の例 資料3

- 4 質疑応答

- 5 閉 会

東部圏域の保健所サービスの提供について

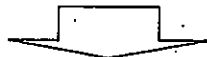
平成30年4月1日を目途に鳥取市が準備を進められている中核市への移行及び市保健所の設置と併せて、県では、現在東部地区4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）の住民の皆様には県が提供している保健所業務を、鳥取市に委託することを検討しています。

県では東部福祉保健事務所と東部生活環境事務所の2機関を合わせて保健所として位置づけて、サービスを提供しています。

- 保健所は、保健・医療に関するサービス、生活環境に関するサービスを提供する公的機関です。（地域保健法に基づいて設置されています。）
- 医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門的な職員を配置しています。

【保健所の主な業務】

- 1 保健・医療に関するサービス
 - ・難病、小児慢性特定疾病、肝炎などの医療費の助成申請の受付
 - ・感染症（結核、O157等）の発生時の療養、感染拡大防止の指導
 - ・エイズなどの相談、検査
 - ・精神保健福祉、ひきこもり、依存症などの相談 など
- 2 生活環境に関するサービス
 - ・動物愛護・狂犬病予防
 - ・動物取扱業（ペットショップ等）の登録
 - ・飲食店、旅館業、公衆浴場などの営業許可
 - ・水質・大気に関する相談 など



【H30年4月以降】鳥取市が設置する保健所がサービスを提供します。

《暫定的な市の保健所窓口（予定）》

保健・医療部門：さざんか会館

生活・環境部門：県東部庁舎（現在の東部生活環境事務所）

※鳥取市の新庁舎完成後は、両部門とも市駅南庁舎が窓口の所在地となる予定です。（環境関係の一部業務（産業廃棄物等）については、市役所新庁舎が窓口となる予定です。）

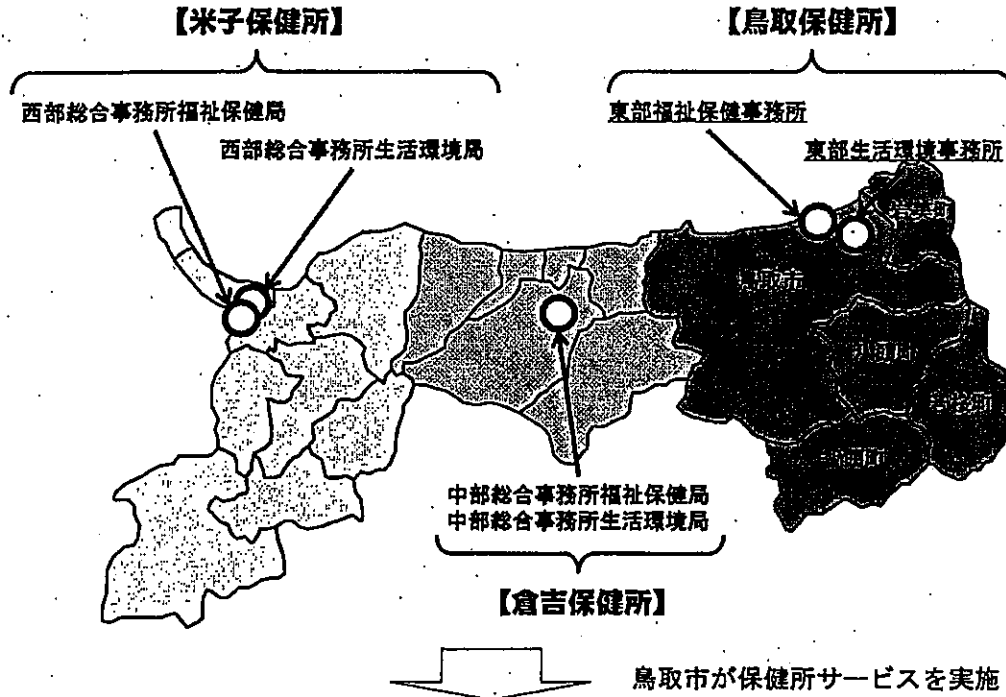
- 提供する住民サービスの水準は変わりません。
 - ・現在、県が実施している住民サービスと同水準のサービスを提供します。
- 相談、手続きの窓口の場所、許可証等の発行者が変わります。
 - ・県の保健所（東部福祉保健事務所、東部生活環境事務所）から、市の保健所に窓口が変わります。
 - ・許可証等の発行者は、「鳥取市保健所長（仮称）」又は「鳥取市長」となる予定です。

新しい保健所窓口の詳細は、平成30年1月ごろに改めてご案内します。

《現在》

【鳥取県内の保健所】

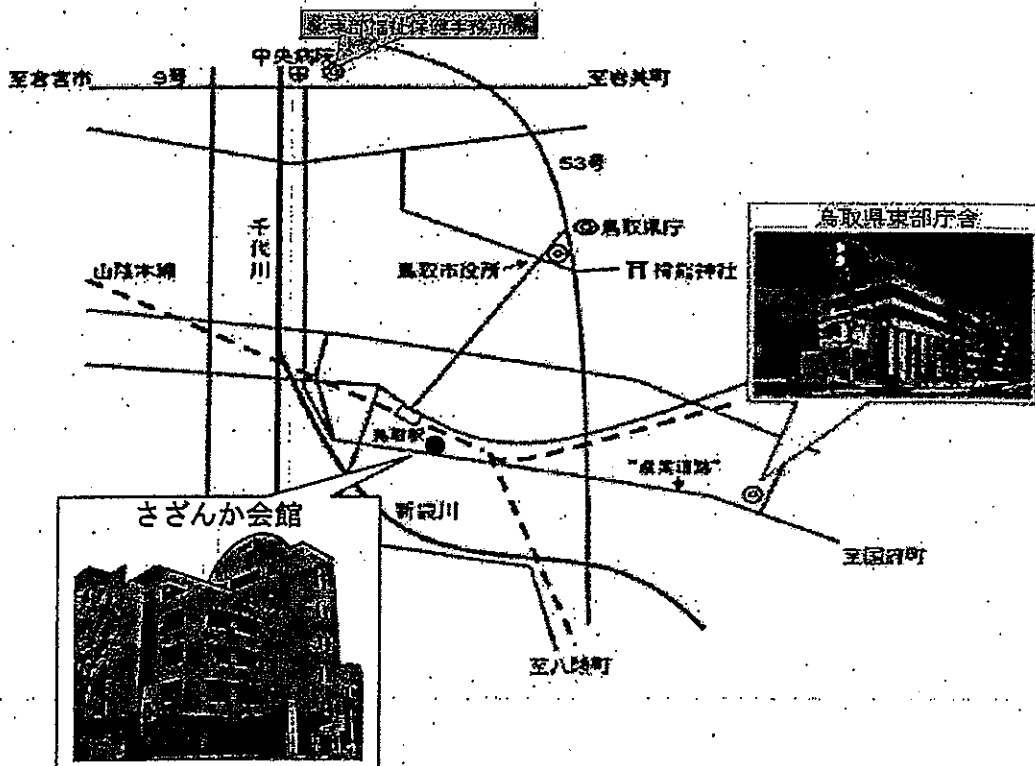
現在、鳥取県においては、鳥取県が東部、中部、西部に保健所を設置しています。
 (福祉部門と生活・環境部門を担当する県の地方機関を保健所として位置づけています。)



《H30年4月(予定)》

【市の保健所窓口 (市役所新庁舎整備までの約2年間)】

保健・医療部門：さざんか会館
 生活・環境部門：県東部庁舎 (現在の東部生活環境事務所)



福祉保健事務所の業務

資料2

【機能】

- 広域的健康課題への対応
- 広域的・専門的サービスの提供
- 健康危機管理の拠点
- 福祉サービスの提供、医療費助成
- 許認可、届出、免許、監視指導
- 情報提供・普及啓発

【福祉】

ハートフル駐車場利用証の交付、介護保険事業者・障害福祉サービス事業者の指定・指導、保育所等の指導、母子父子寡婦福祉資金の貸付

【障がい者福祉】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、障がい者福祉の相談、ひきこもり・高次脳機能障害、依存症等の相談

【健康づくり】

がん検診推進パートナー企業・禁煙施設の認定、がん患者ウイッグ等購入費用・禁煙治療費助成、不妊治療費助成、特定給食施設・食品表示指導、歯科保健対策

【医薬・感染症】

医療従事者の免許、診療所・薬局等の許可、医療・薬事、難病・肝炎治療の医療費助成、ノロウイルス等感染症対応、結核対策、エイズ等検査、新型インフルエンザ等対応、災害時医療救護

福祉保健事務所の業務

① 広域的健康課題への対応

⇒ がん対策、自死対策、感染制御ネットワーク構築
市町村支援・調整

② 広域的・専門的サービスの提供

⇒ 精神保健福祉相談、ひきこもり・アルコール等
依存症相談、難病対策、
エイズ・性感染症の相談・検査、結核対策

③ 健康危機管理の拠点

⇒ ノロウイルス等感染症・結核への対応、新型インフルエンザ等新たな
感染症への対応、災害医療救護

④ 福祉サービスの提供、医療費助成

⇒ 身体障害者手帳等交付、難病・不妊治療等医療費助成

⑤ 許認可、届出、免許、監視指導

⇒ 介護保険事業所等の指定・指導、診療所・
薬局等の許認可・指導、医療関係者免許交付

⑥ 住民への保健医療情報の提供、健康教育

⇒ 学校・事業所等への出前講座、健康教育



【隠れてますか？いみんキャンペーン
(自死予防対策)】



【事業所での出前講座】

【業務の事例】医療費の助成・福祉保健医療の相談窓口

●医療費の助成を行っている事業

- 難病：原因が分からない、治療法が確立していない希少な疾患
(パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、強皮症等 受給者数 約1,600人)
- 小児慢性特定疾患：幼少期から長期にわたり治療が必要な慢性疾患
(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患等 受給者数 約200人)
- 肝炎：B型肝炎、C型肝炎(受給者数 約500人)
- 不妊治療費
- がん患者ウイッグ等購入費
- 禁煙治療費

●福祉保健医療の相談窓口

- 精神保健福祉の相談
- アルコール等依存症相談
- 高次脳機能障害・脳脊髄液減少症の相談
- 医療安全相談
- 感染症や健康に関する相談
- エイズ・性感染症の相談、検査



●ハートフル駐車場利用証の発行

-3-

【業務の事例】感染症への対応

結核、O157・ノロウイルス等の感染症への対応

- 医療機関から患者発生届を受理
- 感染拡大防止のための患者等への感染源・接触者の聞き取り調査、指導
 - ※結核の場合は確実な服薬ができるよう治療終了まで家庭訪問や電話により療養を支援
- 学校・保育所・高齢者施設・住民等に対する感染症に関する情報提供及び教育・知識の普及



【家庭訪問による結核服薬指導】



【感染症予防 手洗い指導】



新型インフルエンザ等の新しい感染症への対応

- 患者移送訓練の実施等、新たな感染症発生に備えた体制の整備

【新型インフルエンザ患者移送訓練】

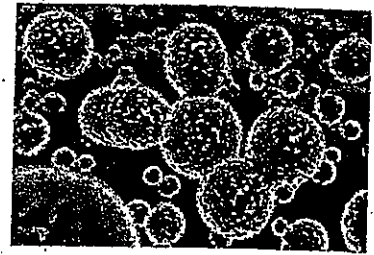
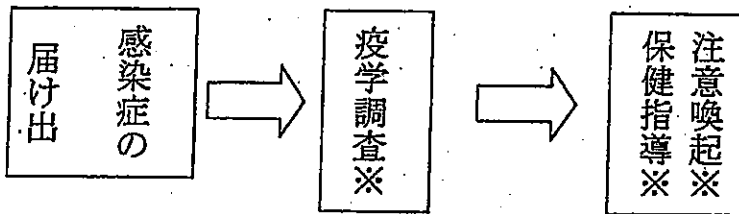
-4-

【福祉保健事務所業務の事例】

感染症対応の業務内容

結核、O-157、麻疹、日本紅斑熱等の患者の発生時
ノロウイルスなど感染性胃腸炎やインフルエンザ等の集団発生時

○発生時の対応



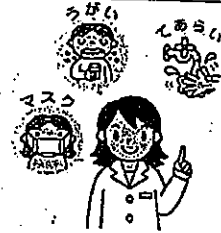
ノロウイルス写真

※疫学調査：感染の拡大を防ぐため医療機関や家庭、保育園、学校などを訪問して感染源や接触者の聞き取りを行う調査

※保健指導：療養指導、感染拡大防止対策の指導

(指導例)

- ・結核とは、結核治療の基本、制度説明
- ・感染性胃腸炎とは
- ・手洗いの励行と環境消毒方法



※注意喚起：報道機関等への資料提供による住民、関係機関などへの注意喚起

○予防活動

- ・広報（県政だより、市町報）
- ・パネル展示（結核、ハンセン、エイズ・性感染症）
- ・世界エイズデー街頭キャンペーン

エイズ検査

○エイズ・性感染症、肝炎、風疹の検査

保健所における定例検査：毎週月曜日の午後実施
（6月・12月の夜間・休日に臨時検査を実施）



生活環境事務所の業務

資料3

■許可、届出、免許

- ・食品営業許可、産業廃棄物処理業・処理施設許可、旅館業許可、公衆浴場許可、理美容所・クリーニング所届出等

■立入検査・監視指導

- ・食品監視・収去検査、許可施設等監視・立入検査、採水検査等

■調査・行政処分

- ・食中毒調査、許可施設の営業停止・許可取消等行政処分

■苦情相談、情報提供・普及啓発

- ・食品・公害苦情相談対応、食中毒予防普及啓発、不法投棄、野焼き、水質汚濁等苦情相談対応

【環境】

大気・水質・土壌・騒音・振動等公害対策、生活排水対策、水道、アスベスト対策、ダイオキシン・化学物質対策、環境教育

【食品・くらし】

食品営業許可、食品衛生監視・指導、食中毒予防、食品表示、調理師・ふぐ処理師・製菓衛生師、理美容・クリーニング・旅館・興行場・温泉・公衆浴場等の許可・指導、動物愛護・狂犬病予防

【廃棄物】

産業廃棄物処理業・処理施設の許可・監視・指導、不法投棄対策、PCB対策、使用済み物品対策、産業廃棄物の適正処理促進

生活環境事務所の業務の例

①環境法令に基づく許可・届出審査

- ⇒ 廃棄物・旅館・公衆浴場・興業場許可、水質汚濁・大気汚染防止・ダイオキシン・理美容・クリーニング所届出

②環境・廃棄物施設の監視・指導

- ⇒ アスベスト飛散防止指導、不法投棄等不適正事案監視

③環境・廃棄物関係の検査

- ⇒ 地下水採水、廃棄物処理施設定期検査

④環境・廃棄物に関する苦情対応・調査

- ⇒ 油流出・魚類へい死や不法投棄・野焼きの苦情対応(原因者指導)

⑤環境法令違反者に対する行政処分

- ⇒ 廃棄物処理業許可取消、公衆浴場営業停止命令

⑥住民への環境情報の提供・環境教育

- ⇒ 学校への出前教室、環境イベント開催



排水の採水検査



学校への出前説明会

- 食品営業の許可
- 食品の衛生的な取扱いの監視・指導
- 製造・流通する食品の監視・収去*
- 食品表示の相談対応・指導
- 食品に関する苦情対応・調査
- 食中毒発生時の調査及び原因者への行政処分
- 事業者・住民に対する食品衛生に関する情報提供及び教育・知識の普及



食中毒予防啓発

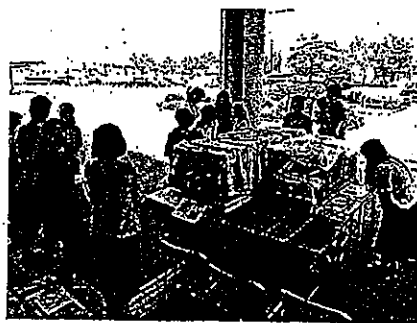


食品衛生責任者講習会

* 収去：食品衛生法に基づき、事業者等から食品を無償で提供いただき、検査の用に供すること。

-3-

- 放浪犬の保護
- 保護した犬猫の飼い主への返還
- 保護した犬猫の譲渡促進
- 動物愛護の普及啓発
- 動物取扱業者（ペットショップ等）の登録
- 動物取扱業者の監視・指導



保護動物の譲渡会



動物愛護普及啓発展示

-4-

【保健所業務の事例（生活・環境関係）】

●産業廃棄物の不法投棄や野焼きへの対応

業務の内容

家屋解体に伴う木くずやコンクリートくず、汚泥などの産業廃棄物の不法投棄事案に対し、投棄者又は土地管理者に撤去指導します。

廃棄物の野焼き（野外焼却）は一部の例外を除き原則禁止されていることから、発見・通報があった場合には、当該行為者に対して再度行わないよう指導します。

●水質汚濁事故への対応

業務の内容

河川や湖沼の油流出事故や魚類へい死事案など水質汚濁事故が発生した場合には、関係機関（国・県など）と連携し、必要な対応を行います。

●放浪犬の保護

業務の内容

安全で快適な市民生活を守るために、放浪犬の保護を行います。

●収容犬猫の譲渡促進

業務の内容

収容された犬猫で引き取り者のないものについて、終生飼育が可能で適切に飼育していただける方へ譲渡を行います。又、動物愛護団体と連携し譲渡を促進します。

● 動物愛護の普及啓発

業務の内容

動物愛護団体等と連携し、動物とふれあう機会などを増やして動物愛護意識の啓発を行います。

● 食品に関する相談等の対応

業務の内容

飲食店などの食品営業施設の営業許可や衛生管理に関する相談に対応します。

また、購入した食品の腐敗や異物の混入など住民の方々からの食品苦情があった場合は、状況を調査し必要に応じて食品事業者を指導します。

とっとり・おかやま新橋館の運営状況について (H28年10月～12月)

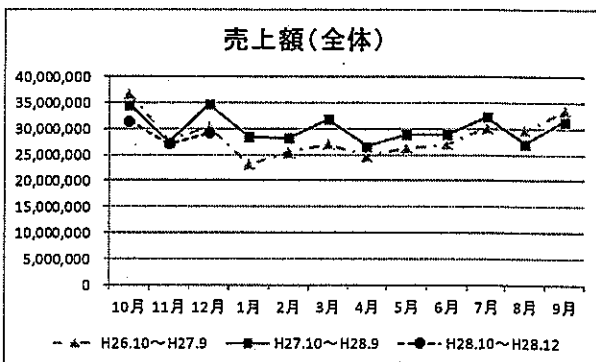
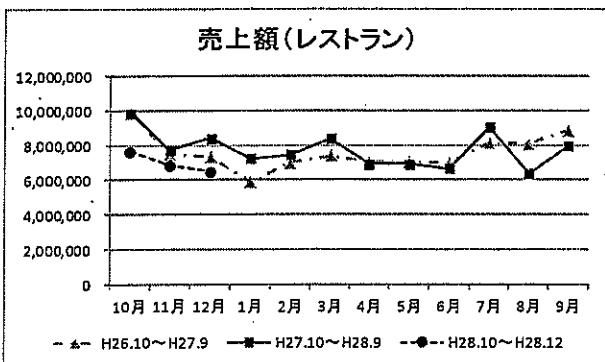
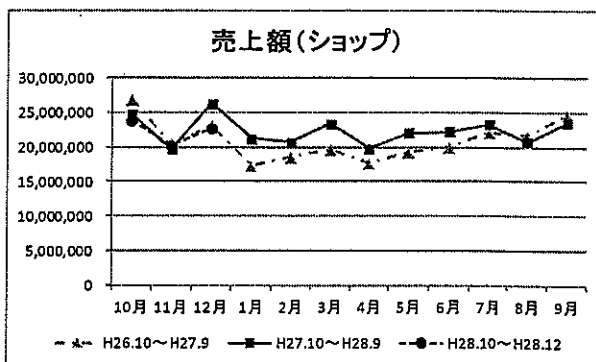
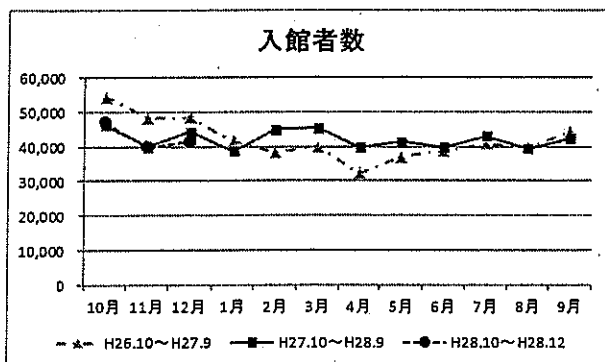
平成29年1月19日
東京本部
販路拡大・輸出促進課

鳥取県と岡山県の共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の平成28年10月から12月までの運営状況について報告します。

1 入館者数 128,282名(対前年比 98%) ※開店からの入館者数 1,145,836名

2 売上金額

	売上金額(対前年比)	客単価(対前年比)
ショップ(物販)	66,572千円(94%)	1,498円(90%)
レストラン(飲食)	20,963千円(81%)	1,752円(95%)
計	87,535千円(91%)	—



3 取扱品目数 ※H28.11月末現在

鳥取県:900品目(生鮮品 80品目、加工食品 590品目、非食品 230品目)

岡山県:883品目(生鮮品 94品目、加工食品 711品目、非食品 78品目)

4 催事スペース等の利用日数及び主なイベント

(1) 利用日数(開館日数92日)

	利用日数(対前年比)	うち鳥取県関連(対前年比)
プロモーションゾーン(1F)	89日(137%)	51日(138%)
催事スペース(2F)	76日(100%)	32日(84%)

(2) 主なイベント等

【鳥取県中部地震復興イベント】

・中部地震復興がんばろうプロジェクト(10/27～)

地震で落ちた梨や被災した中部の製品の販売特設コーナーを設置し、10/27には、知事をはじめ

地元観光関係者、生産者による梨の試食販売を行い、元気な鳥取県をPRし、地震による風評被害払拭と被災した生産者の支援を図った。

- ・合格まちがい梨・地震で割れなかった幸運のワイン販売(11/18～、11/22～)
地震でも落ちなかった梨(王秋)、割れなかった北条ワインを、それぞれ11/18及び11/22より縁起物として販売し、メディア等で取り上げられ話題につながった。
- ・復興支援「ふるさと納税」PRイベント(12/21, 26～27)
地元被災地の高校生による復興支援のお願い、鳥取県出身の石浦関他の著名人による復興支援メッセージの掲示等により復旧復興の状況を伝え、来場者から鳥取県を応援する声をいただいた。

【その他】

- ・野菜ソムリエセミナー(鳥取県・岡山県農産物PRイベント)(10/7, 8)
日本野菜ソムリエ協会と連携し、レストランや青果店などを対象に、鳥取県産ねばりっこ等の魅力を紹介し、両県の旬の農産物の周知、販売促進を図った。また、翌日には試食宣伝を行った。
- ・リオ五輪出場・富田千愛選手と明治大学端艇部・角監督を囲む会(10/24)
富田選手、角監督のほか、明治大学端艇部で活躍する鳥取出身の選手や東京鳥取県人会会員も参加し、富田選手から帰国報告と東京五輪に向けての意気込みを語っていただいた。
- ・鳥取和牛ランチセミナー(11/29)
とっとり・おかやま新橋館での「鳥取和牛ランチフェア」(11/30～12/13)の一環として、首都圏の有名料理人(分けとく山 野崎総(のざき さとし) 料理長)を講師に招き、「鳥取和牛ランチセミナー」を実施し、鳥取和牛を始め県産食材の魅力を紹介した。
- ・鳥取県ふるさと認証食品等PRイベント(12/3～4)
鳥取県産品であることを示す「鳥取県ふるさと認証食品」等の県産品の試食販売を行い、「鳥取県ふるさと認証食品」等の認知度向上や今後の販売促進を図った。

5 観光・移住コーナーにおける相談実績

	相談件数(対前年比)	うち鳥取県関連(対前年比)
観光・移住相談件数	326件(142%)	212件(161%)

※利用者の声

- ・鳥取県中部地震の復興のための募金やふるさと納税をしたいと来館した。
- ・地震に対する寄附として買い物に来た。観光をすることで応援になると思い旅行を検討している。

6 ビジネスセンターの長期利用契約件数

13社13ブース利用(うち鳥取県6社6ブース)

7 チャレンジ商品(県産品のテスト販売)

11社32品目がチャレンジ商品として出展した。(出展商品についてのアンケート回収数 102件)
内、定番昇格8品目(純米酒七割磨き強力ワンカップ/大谷酒造(株)、彩りジュレチキン/大山ハム(株)、ゆず緑茶/農事組合法人 陣構茶生産法人 等)

8 マスコミへの露出

テレビ10件、ラジオ8件、新聞13件、雑誌7件、インターネット33件

9 1月以降の主なイベント(予定)

【鳥取県中部地震復興イベント】

- ・「“もっと”合格まちがい梨(愛宕梨)」の販売(1/4～)
- ・とっとり・おかやまジビエフェア(中部の県産品(ジビエ加工品、北条ワイン)の販売)(1/20～22)
- ・鳥取県中部地震復興がんばろう・石浦関トークイベント(2/20)

【その他】

- ・移住イベント「とうきょうの真ん中で地方暮らし・子育てを考える」(1/28～29)
- ・首都圏在住外国人向け鳥取県PRイベント(2/9)
- ・水木しげる記念館特別展(3/4～8)
- ・休日移住相談会(3/18)

神戸女子大学・神戸女子短期大学との就職支援に関する連携協定の締結について

平成29年1月19日
 関西本部
 雇用人材局就業支援課

県出身学生等のIJUターン就職を推し進めるとともに、鳥取県の地域経済を支える人材の育成及び確保を図るため、このたび、鳥取県から併せて76名の学生が進学している神戸女子大学及び神戸女子短期大学と就職支援協定を締結しました。今後、大学及び短期大学と連携して学生への鳥取県への就職に関する情報等の提供やUターン就職を促進するためのイベント等の取組を進めていきます。

1 協定者

神戸女子大学・神戸女子短期大学、鳥取県、(公財)ふるさと鳥取県定住機構

2 協定日

平成29年1月12日(神戸女子大学、神戸女子短期大学 同日で)

3 就職支援協定に定める連携協力事項

- ① 学生に対する鳥取県内の企業情報、各種就職イベント等の周知に関すること
- ② 学内で行う就職相談会、企業説明会等の開催に関すること
- ③ 学生の保護者に対するIJUターン就職に係る情報提供に関すること
- ④ 学生の就職に係る情報交換及び実績把握に関すること
- ⑤ その他学生のIJUターン就職促進に関すること

4 協定を締結する目的とねらい

- ① 平成28年3月の県内への就職率が40%と、関西の大学全体の平均34.3%よりも高く、例年10名以上の県内就職者を出している。この流れを維持し、さらなる拡大につながることが期待できる。
- ② 関西では、大手企業などによる新卒求人が拡大している。こうした動きに対し、地方が、若い人材を確保するためには、学生に対し、県内企業等の就職情報や地元で生活することの「良さ」などを周知することが重要である。大学と就職支援協定を締結することで、大学を通じて学生やその保護者に対し、県内就職に関する情報を提供できること、大学と連携したイベント等で直接学生にUターン就職を働きかけられることは、県内就職を促進するための大きな効果が期待できる。

5 神戸女子大学及び神戸女子短期大学の概要

	神戸女子大学	神戸女子短期大学
所在地	神戸市須磨区・中央区	神戸市中央区
創立	昭和41年(1966年)	昭和25年(1950年)
学部・学科	文学部、家政学部、健康福祉部、看護学部	総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科
県内進学者	平成28年 11人 平成27年 19人 平成26年 14人 平成25年 13人 計57人	平成28年 4人 平成27年 15人 計19人
就職状況 (H28.3月末)	県出身学生のうち就職者数 17人 そのうち県内就職者数 6人	県出身学生のうち就職者数 6人 そのうち県内就職者数 4人

<参考>本県と県外大学等との協定締結状況

区分	包括協定	就職支援協定
大学名 (締結時期)	明治大学 (H21.3) 龍谷大学 (H22.7) 京都女子大学 (H27.6) 京都産業大学 (H28.10)	神戸学院大学 (H26.2) 立命館大学 (H26.7) 武庫川女子大学・同短期大学部 (H26.7) 関西大学 (H26.11) 同志社大学 (H27.7) 兵庫医療大学 (H27.10) 美作大学・同短期大学部 (H28.8) 神戸電子専門学校 (H28.9)

ダイキン工業株式会社の研修施設増築に係る調印式の実施について

平成29年1月19日
立地戦略課
関西本部

ダイキン工業株式会社（本社：大阪市）が、同社の研修施設である「ダイキンアレス青谷」（所在地：鳥取市青谷町）の増築（本社からの研修機能の一部移転を含む）を行うこととなり、これを支援する鳥取県及び鳥取市との間で下記のとおり協定書の調印を行いました。

1 企業概要

<ダイキン工業株式会社>

- (1) 代表者 代表取締役社長兼CEO 十河 政則（とがわ まさのり）
- (2) 本社所在地 大阪府大阪市北区中崎西2-4-12梅田センタービル
- (3) 資本金 850億円
- (4) 従業員数 グループ従業員60,972名（単独8,033名）
- (5) 事業内容 空調・冷凍機事業、化学事業等
- (6) 今後の見通し 2016年3月期の売上高は過去最高の2兆円の大台を突破、2017年3月期の連結純利益は1,450億円が見込まれ4期連続で最高益となる見通しである。今後、北米とアジアを重点地域として空調事業を強化していくほか、欧州での暖房事業の拡大も狙い、平成32年度の売上高3兆円を目指す。

<ダイキンアレス青谷（ダイキン工業株式会社の研修施設）>

- (1) 所在地 鳥取県鳥取市青谷町井手572-5
- (2) 用途 多目的研修施設
- (3) 規模 敷地面積：約150,000㎡、建物延床面積：約16,000㎡
- (4) 竣工 平成20年4月

2 企業立地事業の概要

- (1) 増設場所 鳥取県鳥取市青谷町井手（現ダイキンアレス青谷の隣接地）
- (2) 雇用計画 数名程度（本社からの異動を含む。）
- (3) 投資額 約80億円
- (4) 事業内容 既存研修施設の機能強化を図るため、技能技術棟などの増築を行うとともに、本社機能である研修に係る企画、運営等の一部移転を行う。
- (5) 竣工予定 平成30年4月
- (6) 効果 ○同施設の活用により、職業能力開発総合大学校の一部機能移転に関連し県内で行われる高度人材育成の取組の一層の推進が期待される。（協定書に明記）
○同施設の活用により、県内企業の人材育成の取組への寄与が期待される。（ダイキン工業は県内の多数企業と取引関係にある。）

3 企業立地支援の見込み

鳥取県企業立地事業補助金 約18億円（補助率：基本補助30%+本社機能移転加算10%=40%。なお、基本、加算とも補助上限（それぞれ10億円）があるため、投資額に対する実質補助率は約20%である。）

- ※1 その他正規雇用奨励金による支援を予定
- ※2 鳥取市は投資額の10%を補助予定（上限2億円）

4 調印式

- (1) 日時 平成28年12月26日（月）16時から16時45分
- (2) 場所 知事公邸 第一応接室
- (3) 出席者 ダイキン工業株式会社 代表取締役社長兼CEO 十河 政則
鳥取市 市長 深澤 義彦
鳥取県 知事 平井 伸治



協 定 書

ダイキン工業株式会社（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び鳥取市（以下「丙」という。）は、甲の鳥取市への研修施設の増設（以下「増設事業」という。）等について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり増設事業を行うものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める増設事業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、増設事業に当たり、法令等の規定を遵守し、特に研修施設の運営に当たっては、地元住民との協働を図り、周辺環境の保全・向上に努めるものとし、乙及び丙は、誠意をもって協力するものとする。

第4条 甲は、増設事業に当たっては、鳥取県内企業への受発注に努めるものとする。

第5条 甲が別紙1のとおり鳥取市に研修施設を設置することに対し、乙及び丙は、別紙2に掲げる支援を行うものとする。

第6条 甲と乙は、鳥取県への職業能力開発総合大学校の一部機能移転に関連して鳥取県内で行われる産業の高度技能・技術人材育成に係る取組の推進のため相互連携を図るものとし、甲は必要に応じて甲の研修施設の一部を提供するものとする。

第7条 甲は、研修施設の運営に係る人材確保に当たっては、鳥取市在住者を中心として、鳥取県内在住者及び鳥取県内へのUIJターン者の積極的な活用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下総称して「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成28年12月26日

甲 大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 ダイキン工業株式会社 代表取締役社長 十河 政則

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治

丙 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 鳥取市 鳥取市長 深澤 義彦

(別紙1)

増 設 計 画 概 要

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 事業所の名称 | ダイキン工業株式会社 |
| 2 所在地 | 鳥取県鳥取市青谷町井出572-5 |
| 3 操業開始 | 平成30年春(予定) |
| 4 事業内容 | 研修施設の増設及び研修機能の本社からの一部移転 |
| 5 雇用計画 | 数名程度 |

(別紙2)

1 鳥取県の支援

- ・鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援
- ・働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援

2 鳥取市の支援

- ・鳥取市企業立地促進要綱（平成14年9月4日制定）に基づく支援

名古屋における情報発信等について

平成29年 1月19日
名古屋代表部

◆「とっとりビジネスフォーラム in名古屋」の開催について

中京圏の企業に対し、鳥取県及び鳥取県の推進する施策や企業立地環境をPRし、鳥取県内への企業進出及び県内企業等との連携を促進するために、「とっとりビジネスフォーラム in名古屋」を開催します。※今回で4回目の開催となります。

○概要

- ・日 時：2月8日（水） 15時～18時
- ・場 所：キャッスルプラザ（名古屋市中村区）
- ・プログラム（予定）

基調講演	(株)ワールドウィングエンタープライズ代表 小山 裕史(こやまやすし)氏 演題（仮）「鳥取・ワールドウィング、そして東海地区とのつながり」
プレゼンテーション	鳥取県の立地環境PR
交流会	参加企業等との交流会

- ・出席予定者 約120名

【内訳】

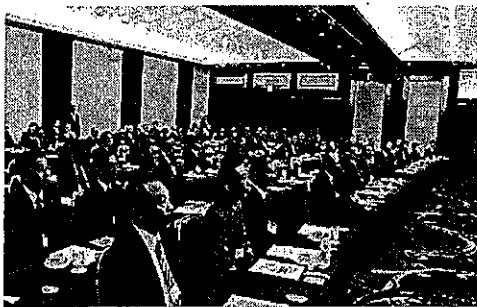
- 中京圏企業 約100名（鳥取県が接触している企業、鳥取県に進出している企業等）
- 鳥取県内関係団体 約20名（市町村、産業関係団体、大学等教育機関）

〔昨年度の様子〕

平井知事から、鳥取県の「名古屋からの近さ」、「進出企業に対する助成制度」などを来場者に直接PRするとともに、鳥取県に進出された企業3社（株イナテック、今井航空機器工業(株)、マルサンアイ(株)）から鳥取県へ進出した経緯、今後のビジネスへの期待・展望などをお話いただきました。

参加された方からは「鳥取県に対する理解が深まった」、「鳥取県の魅力を確認できた」といった声が多くありました。

このフォーラムが新たな企業訪問や誘致活動につながっています。



会場の様子



基調講演：今井航空機器工業(株)今井社長様